

水産政策審議会資源管理分科会
第127回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第127回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和5年11月2日（木）13:00～18:00

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

【協議事項】

- (1) 分科会長の選任について
- (2) 分科会長代理の指名について
- (3) 部会に属すべき委員の指名について

【諮問事項】

諮問第428号 資源管理基本計画（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則並びにくろまぐろ（大型魚）、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の別紙2の変更並びにかたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群の別紙2の追加）について

諮問第429号 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の設定及び当初配分案等について

【審議事項】

- ・第16回及び第17回資源管理手法検討部会の結果について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第127回資源管理分科会を開催いたします。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の水川と申します。よろしくお願ひいたします。

まず御案内ですけれども、本日の会場、委員の皆様の前にはマイクはありません。したがって、御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手を頂いて、それから発言をよろしくお願ひいたします。

ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言を頂ければと思います。それ以外のときはミュートの状態にしてくださいませう、よろしくお願ひいたします。

また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせいただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、水産庁の森長官より一言御挨拶を申し上げます。

よろしくお願ひします。

○水産庁長官 皆さん、こんにちは。水産庁長官の森でございます。

水産政策審議会第127回資源管理分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、委員及び特別委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加を頂き、また、この度は委員、特別委員への御再任、また新たに御就任を頂きましたことにつきまして御礼申し上げたいと思います。

皆様御承知のとおり、水産政策の改革の一環ということで、平成30年に漁業法の大幅な改正がございまして、数量管理を基本とする「新たな資源管理」を導入したところでございます。これを推進していく観点から、令和2年には「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を策定いたしまして、工程表を基にTAC魚種の拡大やIQ管理の導入等の取組を行っているところでございます。

また、太平洋くろまぐろにつきましては、先般発生しました未報告事案に対応していくということから、現在、漁獲や流通に係る監督・監視や制度の在り方を含め、再発防止、管理の強化について検討を進めさせていただいているところでございます。

この水産政策審議会資源管理分科会におきましては、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策についての調査・審議を行っていただくこととなっているわけでありまして、

今、私が申し上げたような資源管理に係る重要な施策、取組、今後の漁業管理の在り方等について、今後、御議論を頂くことになるわけでございます。

本日も資源管理基本方針の変更でございますとか令和6年のTAC設定等について御議論を頂きますけれども、委員の皆様におかれましては、幅広い観点から御議論を頂きたいと考える次第でございます。

結びとなりますが、本審議会で委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますことを改めてお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○管理調整課長 長官、ありがとうございました。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席の方を含めまして10名中8名の方に御出席を頂いておりますので、定足数を満たしております。したがって、本日の分科会は成立していることとなります。

それから特別委員の方、ウェブ会議での参加を含めまして、13名中11名の方に御出席を頂いております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中に大部の資料が入っているかと思いますが、そちらを御覧ください。

まず、1枚目に議事次第がございます。そして、その次の紙に資料一覧があらうかと思っております。今回、非常に議事が多いこともありまして、裏面も含めて御覧いただくとお分かりのとおり、資料は枝番号を含めまして1から7までございます。それぞれお手元に配られている資料、右上に資料番号が書いてあるので、さっと御確認いただければと思います。

枝番の付いているもの、例えば資料2-1から3はホチキス止めで一つにされているので、資料7まであるかどうかさっと御覧いただければと思います。途中で資料の不備、あるいはないことにお気づきになった際には、その都度、事務局にお申出いただければ存じます。

今のところどうでしょうか、大丈夫でしょうか。

途中でお気づきになりましたら、御遠慮なく事務局にお申出ください。

続きまして、報道関係の方におかれましてはカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 本日は委員改選後の初めての分科会となりますので、分科会長を後ほど決めることとなりますけれども、皆様の互選により分科会長が選任されるまでの間、私の方で進行を務めさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、今回、改選後初めての分科会になりますので、まず私から、資料1の委員名簿に沿いまして委員及び特別委員の皆様方を御紹介させていただきたいと思います。

今、会場にいらっしゃる委員の皆様におかれましては、お名前を申し上げますけれども、着席のままでよろしく願いいたします。

まず委員からですけれども、青木健治委員でございます。

○青木委員 よろしく申し上げます。

○管理調整課長 続きまして、阿部国雄委員でございます。ウェブで参加されているかと思えます。

続きまして、伊藤保夫委員でございます。

○伊藤委員 よろしく願いいたします。

○管理調整課長 及川晋委員でございます。

○及川委員 よろしく申し上げます。

○管理調整課長 齋藤徹夫委員でございます。

○齋藤委員 よろしく願いいたします。

○管理調整課長 東村玲子委員でございます。

○東村委員 よろしく願いいたします。

○管理調整課長 山川卓委員でございます。

○山川委員 よろしく願いいたします。

○管理調整課長 渡部完委員でございます。

○渡部委員 よろしく願いいたします。

○管理調整課長 なお、委員のうち木村委員及び三浦委員におかれましては、本日、御欠席となっております。

続きまして、特別委員の方を御紹介させていただきます。

最初に、井本慶子特別委員でございます。

○井本特別委員 よろしく願いいたします。

- 管理調整課長 岩田慎介特別委員でございます。ウェブですかね。
釜石隆志特別委員でございます。
- 釜石特別委員 よろしくお願ひいたします。
- 管理調整課長 川越伸二特別委員でございます。
- 川越特別委員 よろしくお願ひします。
- 管理調整課長 今野智光特別委員でございます。
- 今野特別委員 よろしくお願ひします。
- 管理調整課長 佐々木ひろこ特別委員でございます。
- 佐々木特別委員 よろしくお願ひいたします。
- 管理調整課長 塚本哲也特別委員でございます。
- 塚本特別委員 よろしくお願ひします。
- 管理調整課長 日吉直人特別委員でございます。
- 日吉特別委員 よろしくお願ひします。
- 管理調整課長 前田若男特別委員でございます。
- 前田特別委員 よろしくお願ひします。
- 管理調整課長 谷地充晴特別委員でございます。
- 谷地特別委員 よろしくお願ひいたします。
- 管理調整課長 山口敦子特別委員でございます。
- 山口特別委員 よろしくお願ひいたします。
- 管理調整課長 なお、特別委員のうち井田特別委員及び宮本特別委員におかれましては、
本日、御欠席となっております。

続きまして、本日出席しております水産庁の職員を紹介させていただきます。

まず、水産庁長官の森でございます。

- 水産庁長官 よろしくお願ひいたします。
- 管理調整課長 水産庁次長の藤田でございます。
- 水産庁次長 よろしくお願ひします。
- 管理調整課長 資源管理部長の魚谷でございます。
- 資源管理部長 よろしくお願ひします。
- 管理調整課長 増殖推進部長の坂でございます。
- 増殖推進部長 よろしくお願ひいたします。

○管理調整課長 かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

○かつお・まぐろ漁業室長 よろしく申し上げます。

○管理調整課長 資源管理推進室長の永田でございます。

○資源管理推進室長 よろしく申し上げます。

○管理調整課長 国際水産情報分析官の斎藤でございます。

○国際水産情報分析官 よろしく申し上げます。

○管理調整課長 漁業交渉官の富永でございます。

○漁業交渉官 よろしく申し上げます。

○管理調整課長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日は協議事項が3件、諮問事項が2件、審議事項が1件、それから報告事項が2件でございます。大量に及んでおりますので、議事進行への御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

では、初めに協議事項の（1）分科会長の選任についてでございます。

分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

○東村委員 水産政策審議会会長代理を務めていらっしゃるしまして、また水産資源学を専門とされていて、本資源管理分科会の役割、また進行にも大変お詳しい山川委員にお願いしてはと存じますが、いかがでしょうか。

○管理調整課長 今、東村委員から山川委員を推薦するという御発言がございましたけれども、ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。

（異議なし）

○管理調整課長 ありがとうございます。

皆さん異議ないということですので、山川委員を分科会長に選任することといたしたいと思います。

それでは山川委員に御就任いただきまして、これからの議事進行をお願いしたいと思います。

山川委員、分科会長のお席に御移動をよろしく申し上げます。

○山川部会長 ただいま分科会長に御指名いただきました山川でございます。よろしくお願いたします。

分科会長への就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

先ほどの森長官の御挨拶にもありましたように、新たな改正漁業法が施行されて今年でもう3年目になるんですかね。MSY——最大持続生産量を目標として我が国の資源管理も基本的にそういった方向に向けていくこととか、TAC管理の対象魚種を増やしていく、またIQ管理を随時導入していく、そういった方向性が示されている中で、この資源管理分科会での審議はますます重要性を帯びてくるんだろうと理解しております。

つきましては委員の皆様の御協力を得ながら効果的、有効な審議に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力くださいますようお願いいたします。

では、座って議事を進めさせていただきます。

まず、協議事項の(2)分科会長代理の指名についてでございますけれども、水産政策審議会令第5条第5項の規定では「分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされております。つきましては、私から木村伸吾委員に分科会長代理をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 ありがとうございます。

それでは、木村委員に分科会長代理に御就任いただきたいと思いますが、本日は欠席しておられますので、後日、事務局から御本人に連絡をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、(3)部会に属すべき委員の指名についてです。

現在、資源管理分科会には、くろまぐる部会と資源管理手法検討部会の二つの部会が設置されております。委員の改選がありましたので、くろまぐる部会及び資源管理手法検討部会の委員の指名について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

お手元、右肩に「資料2-1」と書いてある綴りを御覧ください。

今、分科会長からお話がありましたように、資源管理分科会には二つの部会が設置されております。今般、委員及び特別委員の改選がございましたので、この部会に所属する委員又は特別委員を改めて選任いただく必要がございます。

まず、くろまぐろ部会についてですが、こちらにつきましては資料2-1の1ページ、2ページに部会の設置について、それから運営規則を付けております。こちらは、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関して調査・審議をする部会となっております。

資料の3ページに改選前の部会の委員名簿を付けております。「備考」のところに「改選」と書いてございますが、今般の改選により川辺委員、田中委員、谷委員、堀内委員が退任されています。

次に、資源管理手法検討部会ですが、次のページ、資料2-2を御覧ください。

こちら5ページ、6ページに部会の設置について、運営規則を付けてございます。こちらの部会はTAC魚種の拡大について、候補魚種についての検討を進めるに当たって、漁業者だけでなく加工・流通業者など様々な関係者が参加可能な会議として、資源管理方針に間する検討会、いわゆるステークホルダー会合を開催して意見を聴くこととしておりますが、その前の段階として、参考人の方々から意見を聴く等して課題や論点の整理を行う部会となっております。

資料の7ページに改選前の部会の委員名簿がございます。こちら「備考」のところに「改選」と書いてございます川辺委員、田中委員が退任されているところでございます。

私からの説明は、以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、委員の指名について御説明いたします。

部会の委員は、水産政策審議会令第6条第2項では「部会に所属すべき委員及び特別委員は、分科会長が指名をする。」とされておりますので、私から指名したいと思います。

まず、くろまぐろ部会についてですが、木村委員、三浦委員、齋藤委員を改めて委員として指名し、加えて新任となる私と東村委員、青木委員、日吉特別委員を指名することとしたいと考えております。

次に、資源管理手法検討部会についてですが、木村委員は改めて委員として指名し、加えて新任となる私と東村委員を指名することとしたいと考えております。

このことについて、何か御質問、御意見等がございましたら発言をよろしく願いいたします。特に御発言ございませんか。

ないようでしたら、二つの部会の委員の指名については、申し上げた方々に決定するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 それでは、それぞれ指名した委員で両部会を運営していきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

協議事項については、以上です。

続きまして、諮問事項に移ります。

まず、諮問事項の第428号ですけれども、これは次の第429号とも関連しますので、まとめて説明させていただきます。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 まず初めに、二つの諮問文を読み上げさせていただきます。

資料3-1、資料4-1になります。

5 水管 第2045号

令和5年11月2日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則並びにくろまぐろ（大型魚）、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の別紙2の変更並びにかたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群の別紙2の追加）について（諮問第428号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料4-1です。

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の設定及び当初配分案等について（諮問第429号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおりに定めたので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更に係る留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それぞれ資料の3ページ以降に「別紙」という形で告示の案、変更部分は新旧対照表になっているものがございます。

諮問第428号と第429号については、資源管理基本方針の変更事項が1から6まで、またTACの設定・配分は6資源についてございますので、区切って御説明させていただきたいと思っております。

初めに、くろまぐろ（大型魚）の資源管理基本方針別紙の変更について説明し、次に、資源管理基本方針本則の変更について御説明いたします。その後で、さんまからうるめいわし対馬暖流系群までの資源管理基本方針別紙の変更及びTACの設定・配分案等につい

て、資源ごとに分けて御説明させていただきます。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

資料の御説明に入る前に、事務局から一つ、委員の皆様にお伺いしたい点がございませう。

本日御出席の齋藤委員におかれましては、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会理事の立場でもあり、正に本件の直接の関係者となります。そのため、本件について実質的な議論を行う今回の分科会においては、公平な協議を行うため、本分科会の委員としての参加は控えていただけないかと考えております。

もしそれでよろしければ、本議題を協議している間は傍聴していただきたいと考えているのですが、分科会長、いかがでしょうか。

○山川部会長 ただいま事務局から、本議題の間における齋藤委員の離席について提案がありましたので、了承してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 齋藤委員もよろしいでしょうか。

○齋藤委員 はい。

○山川部会長 異議がないようですので、齋藤委員におかれましては事務局が案内する座席への御移動をお願いいたします。

では、改めて、事務局から御説明をよろしくをお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 それでは、説明します。

議題項目2のうち、かつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の見直しについて、まず初めに御説明させていただきます。

こちらは資料3-4を用いて説明させていただきますので、そちらを御覧ください。

「資料3-1」という大きな束の資料の一番最後、通し番号31ページからになります。

かつお・まぐろ漁業においては、令和4管理年度からIQによる管理を行っていますが、現行IQの有効期間は2年間となっております。令和6管理年度から新たな有効期間が始まるため、本年のこのタイミングで設定基準の見直しを行うことを考えております。

本件は、前回の水政審でも協議させていただきましたが、委員の皆様の中には新たに御就任いただいた方々もあり、また、前回提示した案から変更点がある関係で、改めてお話しさせていただく次第です。

まず、資料1ページ、2ページですが、こちらは基本的な事項の確認となります。漁獲

割当割合の設定基準を定める際には、漁業法などの法令に定められた勘案事項を考慮する必要があります。現行の設定基準も各種勘案事項を考慮して定めており、具体的な内容は記載のとおりとなっております。

今回は時間の関係上、説明は割愛させていただきます。

1点だけ、2ページ目の2個目の●についてですが、令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定においては、昨年12月の審議会において、勘案事項となる「船舶等ごとの漁獲実績」に関し、試験的I Qを行った2021年の漁獲実績については自主的にI Q管理に取り組んだものとそうでないものが混在し、事実上、異なるルールの下で操業を行う漁業者が混在する状態となったため、公平性・合理性又は資源管理の推進の観点から用いない、との結論となっております。

次に、資料の3ページ目、4ページ目ですが、こちらは前回の水政審での提示案の振り返りとなります。

まず有効期間についてですが、操業機会に制約を受けた漁業者が存在し、総量管理下での漁獲実績を用いた漁獲割当割合を長期間にわたって用いることは望ましくないことから、有効期間を長く設けることはせず、2024年及び2025年の2管理年度を今回設定する漁獲割当割合の有効期間とする案としました。

この案については、前回の水政審では委員の皆様からの異論はございませんでした。

次に、設定に用いる漁獲実績についてです。

先ほど御説明したとおり、2021年の実績は使用しないとする中で、近年の状況を可能な限り反映させること、総量管理下での実績よりもI Q管理下での漁獲実績を用いることが望ましいことから、2021年の代わりに2019年の実績を使用することはせず、2020年及び2022年の2年間の漁獲実績を用いる案としました。

この案についても、前回の水政審では委員の皆様から異論はございませんでした。

続いて4ページ、実績割りと均等割りの配分についてです。

過去の漁獲実績に基づいてI Q設定することが基本ではあるものの、混獲があることや新たにくろまぐる操業を行おうとする者がいること、総量管理下では操業機会に制約を受けた者がいることを考えると、一定の均等割りを設ける必要があると考えています。

ただ、一方で、I Q管理を行った2022年において、設定されたI Qを全く利用しなかった船舶が一定数いました。限られた資源を適切に管理しながら漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨などに照らすと、均等割りのシェアを縮小させていくことが妥当と

考え、前回の会合では、均等割りの配分を現行の30%から25%に縮小する案を提示させていただきました。

この案については委員の皆様から様々な意見を頂いたところであり、その内容につきましては5ページ目を御覧いただければと思います。

均等割りの実績割りの配分について、前回の水政審で委員の皆様から頂いた主な意見を御紹介しております。

上から2番目、川越委員からは、くろまぐろ資源が増える中、今まで実績がないがこれからは獲るといふ船は増えてくる。均等割りをどんどん上げるわけにもいかないの、取りあえず30%対70%を維持すべきという御意見を頂いております。

その他委員の方からも、ひとまずは30%の均等割りを維持し、様子を見るべきではないかという御意見を多く頂きました。

一方で、上から五つ目になりますが、木村委員からは25%に変えることが妥当であるという数字や、考え方を統一させれば水産庁の考え方は理解されるものと思う、田中委員からは、均等割りを増やしたいという人たちは、これから本当に獲るつもりがあるのかどうかという問題があって、その枠をどうするつもりなのかという懸念がある、という御意見を頂いております。

また、近かつ協と全マ協の両団体からも前回の分科会に意見書が提出されております。近かつ協からは、現在の設定基準では漁業者間の漁獲割当数量に大きな格差が生じ、漁業者間で強い不公平感があるとして、均等割りの配分を現行設定基準よりも多くすべきであるという意見、全マ協からは、漁獲能力に応じた割当がなされるべきであり、漁獲しない漁船を含めて一律配分する均等割りを廃止して、我々の漁獲割当量を増量すべきという意見を頂いております。

また、10月19日付で近かつ協から意見書を頂いております、卓上に配付しております。内容としては、均等割り40対実績割り60を要望するものとなっております。

なお、9月26日から10月25日までの1か月間、均等割り25%、実績割り75%案でパブリックコメント手続を実施しましたが、くろまぐろが獲れるようになってきた中で、新規参入者にも枠を与えるべきだ、総量管理時代の実績を使用し続けることは格差を広げる、といった、均等割り縮小に反対する御意見を多く頂きました。

これらの水政審委員からの御意見や現場での関係者からの聞き取り、先月実施したパブリックコメントの手続の結果を踏まえて、水産庁において再検討いたしました。その結果

の新たな案についてお話しさせていただきます。

6 ページ目を御覧ください。

初めに、近年の採捕の実態及び試算状況についてお話しします。

右の棒グラフを見ていただいても分かる通り、かつお・まぐろ漁業においてR 6 管理年度以降の I Q 設定の申請が見込まれる234隻のうち、2020年及び2022年の2か年の平均漁獲量がゼロの漁船が16隻いる一方で、十数トンの漁獲実績を有する漁船も存在しており、漁獲量には実態として船間で格差がある状況です。

また、他の漁船の漁獲状況による制約を受けない I Q 管理が行われた2022年に特化して見てみると、246隻のうち41隻、つまり6隻に1隻はくろまぐろを全く漁獲していない状況でした。加えて各船の漁獲実態を基に漁獲割当割合を試算すると、2020年及び2022年の2年間の平均漁獲量が全体平均の2.7トンに満たない全体の6割の漁船は、均等割りの比重を大きくするほど漁獲割当割合が増加する一方で、当該平均以上である4割の漁船は漁獲割当割合が減少することになります。したがって、均等割りを増やした場合、今まで実績を積み上げてきた多くの漁業者が漁獲量を引き伸ばすことができなくなる可能性があることが分かります。

更に、右下の「漁獲実績に対する現行 I Q の充足率」というグラフを見ていただいても分かる通り、現在の割当量の配分についても、基準期間2018年から2020年の漁獲実績が少なければ少ないほど当該実績を大きく上回る割当量が配分されている一方で、漁獲実績が多い船舶ほど充足率は低くなっています。2022年には大型魚の増枠があったため、当該漁獲実績に対する充足率が100%を下回る者はいませんでした。現行レベルの漁獲枠が継続する場合には、積み上げた実績に対して十分な I Q が配分される状況とは言い難くなる可能性があります。

次に、漁業法の趣旨及びくろまぐろの資源状況についてです。

まず、限られた資源を適切に管理しながら漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨等に照らすと、資源を有効に利用できる設定基準にすべきであると考えております。また、国全体の漁獲枠は増加しない中、依然として厳しい数量管理を行っていく必要があり、新規にくろまぐろの漁獲を行ったり拡大したりする者に対する配慮を積極的に行える状況にはありません。

これらの状況を踏まえると、均等割りの拡大、つまり実績割りを縮小することは、漁獲実績の少ない者の漁獲割当割合を増やし漁獲実績の多い者の漁獲割当割合を減らすことに

つながり、限られた資源を公平に配分できるとは言えないものと考えております。したがって、方向性としては、均等割りは縮小させていくのが妥当と考えており、この点については前回の水政審で均等割り縮小を提案した際と変わっていません。

ただし、次のページでお示しするように、今回見直しを行う設定基準に関しては、引き続き均等割り30%、実績割70%を維持したいと考えております。

7ページ目を御覧ください。

かつお・まぐろ漁業では、公的IQ導入後まだ2年、つまり1有効期間しか経過しておらず、各船がIQ管理下での操業に適応していく過渡期にあります。実際、くろまぐろ操業を行うには漁具の仕立てや漁場の変更等を伴うことから、IQ管理初年度の令和4管理年度には本格的な操業が困難であったとする漁業者や、経営効率の観点から自社船舶間で全量移転してくろまぐろ操業を行う船舶を限定している漁業者がいたという実情があります。自社船舶間での移転については、先月に意見募集したパブリックコメントでも、そのような実情を訴える御意見がありました。

したがって、今、御説明したような事情があることを踏まえ、IQを全く利用していない船舶が相当数存在する状況が今後も継続するかどうかは、更に複数年の漁獲実績のデータを蓄積した後、判断することが適切と考えられます。

また、漁獲割当割合の有効期間を引き続き2管理年度とした場合、2年後には3年分のIQ管理下での漁獲実態を確認した上で設定基準を見直し、当該3年分の漁獲実績を用いた漁獲割当割合の設定が可能となるため、均等割りと実績割りの配分を見直す時期としては、2年後の方がより適切と考えられます。

以上のことから、漁獲実績を重視した漁獲割当割合の設定基準にシフトしていくべきとの方向は堅持するものの、現時点においてはIQ管理が定着していく過渡期の状況であり、漁獲割当割合の設定に用いるIQ管理下での漁獲実績が十分に蓄積されていないことを踏まえ、今回設定する有効期間における実績割りと均等割りの比率は、現行の70%対30%を維持する案としています。

一方で、次回、2年後の漁獲割当割合の設定の際には、IQ管理下での3年間である2022年から2024年の漁獲実態、漁獲実績を確認した上で、漁獲実績を重視した形での漁獲割当割合の設定が行われる必要があると考えています。その際、例えば設定されたIQを全く利用していなかった船舶に対しては、原則割当割合を配分しないなど、実績のない船に対する配分の在り方を含め、設定基準の見直しを行うこととしたいと考えております。

最後、8ページ目はまとめとして、現行の設定基準と今回定める設定基準の比較の表を載せております。

今回の案といたしましては、有効期間が2024年から2025年の2年間、実績割り70%、均等割り30%の配分、用いる漁獲実績の基準期間は2020年、2022年の2年間としております。

当方からの説明は、以上となります。

なお、本日欠席の木村委員から本議題への意見を頂いておりますので、読み上げさせていただきます。

木村委員からの御意見です。

「今回の割当割合の設定基準の見直しについては、実績割りと均等割りの比率を現状維持とすることについてはやむを得ないものとするが、漁獲実績がない漁船に一定の割当割合を設定し続けることは適切でなく、2年後に割当割合の見直しが行われるのであれば、その時点で過去3年間漁獲実績がなかった漁船については割当割合をゼロにするなど、I/Q管理下での漁獲の状況を反映させる形での設定基準に変更することとすべきと考える。」

御意見として賜ります。

また、本件については、9月26日から10月25日までパブリック・コメント手続を実施したところであり、19件の意見がありました。主な内容は、先ほど説明の中で御紹介したとおりです。

以上でございます。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

前回からの継続審議ということですがけれども、くろまぐろ（大型魚）のI/Qについて、基本的には均等割りは縮小させていくのが妥当な方向性と考えられるけれども、今回設定する有効期間における実績割りと均等割りの比率は現行の70%、30%を維持する、そういった事務局案ですがけれども、この案につきまして御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いたします。

○日吉特別委員 ちょっと質問なんですけれども、246隻中6分の1ぐらいの漁船が均等割りの消化をしていなかったというお話があったと思うんですけれども、その数量はどのぐらいだったんでしょうか。要は、消化されなかった数量的には。

○かつお・まぐろ漁業室長 ちょっとお待ちください。

41隻のその数量というのは、ちょっと今、手元にデータがないんですけれども、移転をした隻数が80隻ぐらいあって、その合計トン数は100トンでございます。

傾向として言えるのは、41隻の方は均等割りのみの方が多いと理解しています。ですので、少ない配分だからこそ使わずにほかの人に移したという実態はあると理解しています。

○日吉特別委員 ……ということは、その残っている分はI T Qみたいな、要はほかの漁船に融通したということによろしいですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 そうですね、法令上、漁業者間の合意の下で枠は移転できることになっていまして、当然、そこは大臣の認可を挟むということですので、それで我々も移転したものは管理しているという状況でございます。

○日吉特別委員 ありがとうございます。水産庁を通して枠のやり取りはできるということですね。

○水産庁次長 日本の漁業法に基づくI Qにつきましても二つ概念がございまして、漁獲割当割合と漁獲割当量という形になります。全体の枠に対して割当割合を掛算して出たものが割当量となりまして、その割当量の方は、大臣が配分している場合には大臣の了解を得て、その年に移すことができるという形になっております。割当割合の方も限定的に移せることになってはいますが、それは割当割合だけに移すのではなく、漁業者の方が船を変えたとか、同じ会社の中でちょっと割当割合を寄せるとか、そういうときだけ認める形になっておまして、いわゆる外国のI T Qのように漁業者間の合意で割当量の部分だけを自由に移転できる、そういう形にはなっておりません。

○日吉特別委員 移転できるということで、教えていただいてありがとうございます。

ここで聞いていいかどうか分かりませんが、移転するとき、そこに金銭的なものは絡んだりするのでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 移転に関しては、基本的に漁業者間の合意に基づいてやり取りするものでして、そこに金銭が絡むとか、そういったことは我々としては関知しないということでございます。

先ほど答弁漏れいたしました全量移転した船は37隻でして、移転の数量は75トンでございます。失礼いたしました。

○東村委員 先に質問しようとしていたのは実態に関することなんですが、まず、そちらからいきます。

今回30%の均等割当を受けて、でも、実際には全く漁獲しなかった漁船が41隻あるということですが、例えばですけれども、今回からの参加ですので理解がついていっていませんが、恐らくそういうことはなかったんだと思いますが、そのような小さい割当をもらっ

て操業しても儲けにならないから、要らないと。くろまぐろの枠はなかなか増える見込みもなさそうですけれども、これがもうちょっと増えたらやりたい、そういう量であったのか、それとも、取りあえず申し込んでおいて割合をもらって、でも、もらえるものならもらっておこうみたいな考え方ですね、ざっくばらんに言いますと。それでもらったんですけども、結局はほかの漁業をしているうちに使わずに終わってしまっただけで無駄になりました、これはくろまぐろに限らず、若しくは漁業に限らずよくある現象だと思います。

そこで、それははっきり言って無駄になるわけで、そこは申し込む漁業者さんの意識をもうちょっと何とかしていただかないと困るし、例えばそういうことを何年かするんだったら「もうあなたには割り当てませんよ」というペナルティ的なものがあったとしても私は構わないと思います。わざとそういうことをしてくるような人は。

これは実態の話です。結局、どういう人が獲らなかったのか。まぐろが来なかったよという人ももしかしたらいるかもしれませんが、その辺、くろまぐろに関しては何か漁場が——私も福井県で聞いている限り、来たり来なかったり、去年は来たのに今年は来ないとか聞いていますから、そういうことがあったのかなと思って、今日は議題が多いところ恐縮ですが、ちょっと実態をお願いしたいと思います。

もう一点、最後におっしゃった漁業者間での移転に伴う金銭の、何というんですかね、やり取りですね。これは私の理解では、本当はやってはいけないことなのではないでしょうか。

漁業法に基づくと、水産庁から受けた漁獲割合を戻すときに、誰に渡すか。割当量だったらまだ分からないでもないんですけども、1回水産庁に戻すわけですよ。その戻したものを次、水産庁が誰に割り当てるか、それはその人には何の関係もない話であって、合意に基づいては駄目なのではないんですか。割当割合の方です。それは水産庁が決めることではないんですか。私の理解では、水産庁が「この人が適当だな」という人に——適当というのは、例えば実績があるとかいろいろあると思いますが、今、そういう細かい話をするつもりはありません。

ここはすごく重要で、割当譲渡に伴う金銭のやり取りを認めるとこれは実質ITQになりますから、ここはきっちりしておいていただきたいなと思って、ちょっと強く発言させていただきました。

○山川部会長 2点御質問がありましたけれども。

○かつお・まぐろ漁業室長 前半の均等割りの件ですけれども、考え方は、さらっと触れ

ましたけれども、主に19トンの船なんですけれども、操業した場合に、くろまぐろ資源が増えているということで、くろまぐろを狙っていなくても獲れる確率がある。混獲があるということは最新のデータを用いて、その漁獲量で、混獲も投棄せずに持って帰れるというような観点で均等割りを出しています。そういった観点で、2022年であれば均等割りの配分が890キロ、1トン弱でございます。

それで、委員言われたように、中には「こんな量では獲る気にならないよ」という方もゼロではないのは事実でございますけれども、正にそういった形でもらい続けて使わないのか、それとももらったものを果たして獲るのかということが、正に今回、我々としても1年しか見ていない中で判断するのはちょっと早いのではないかとということで、更に2年間見た中で、委員から御指摘のあった点をしっかり見て、分析して次回の配分に反映させたいと、均等割りに関しては考えています。

2点目に関しては、我々としては金銭を介さないというか、先ほど日吉特別委員にも答弁したとおり我々は関知しないんですけれども、そこに関しての考え方は、今、始まったばかりなので、我々としても実態を見ながら考えていきたいということで、答えになっていませんけれども、そこは今からいろいろな議論をしていかなければならないということで、結論として「こうだ」ということは私からは多分言えないと思うので、状況を見つつ、また水産庁としても考えていきたいと思っております。

すみません、答えになっていないと思っておりますけれども。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○資源管理部長 補足で申し上げます。

先ほど藤田次長からも説明がありましたけれども、まず、割当割合の方ですね、これは原則としては複数年有効なものということで、単年でやっているものもございましてけれども、これについては基本的に、自分が持っている船舶間での移転とかそういったものが対象になるということです。

一方、毎年毎年設定される年次割当量については、他者との間でも移転ができるということでございますが、先ほど東村委員がおっしゃったような形で、一旦水産庁に枠が戻って、それがほかの人に配分されるという形ではなく、割当量についてはあくまでも当事者間でダイレクトに移転されるという概念でございますので、そこについては当然、手続上、国の認可は必要なんですけれども、一旦水産庁に戻って、それが再配分されるというものではないということは御指摘しておきたいと思っております。

○東村委員 いえ、そっちは分かっているというか、そうなんでしょうけれども、それについては関知しないということですね。お金が動いていようが何か別のものが動いていようが、それは水産庁は関知しないということですよ。

私がちょっと気になったのは、割当割合の方は1回水産庁に戻すんだから、お金を動かしては駄目でしょうという指摘をさせていただいたということです。割当割合を、例えば自分はもう廃業するから誰かにあげるとするのは、自分でして——これ今日はやめまじょうか。ちょっと長くなりますからね、この話は。今日は久しぶりに参加したのにちょっと発言し過ぎました。また別の機会にさせていただきます。

ありがとうございます。

○資源管理部長 割当割合についても一旦戻るという概念ではなく、直接移転はされるんですけれども、その行き先が自社船舶であったり、あるいは船を譲るのと一緒に割合がくっついていく場合に限定されているということは申し上げておきたいと思います。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川部会長 貴重な御発言どうもありがとうございました。

ほかに御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

特にございませんようでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、齋藤委員におかれましてはお席にお戻りください。

次に、資源管理基本方針本則の変更について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料3-2を御覧ください。右上に「資料3-2」、右下の通し番号で言うと「17ページ」と振ってあるページになります。

本則の変更は、第1の変更事項1と書いてあるところ、漁獲可能量による管理の段階的導入(ステップアップ)の考え方の規定についてでございます。

次の18ページ以降の概要を使って御説明しますが、告示の案は、資料3-1を1枚めくっていただいた通し番号3ページから新旧対照表の形になっております。また、文章だとなかなか分かりづらいものを図のような形で御説明したものが資料3-3になりますので、可能であれば並べて見ていただければと思います。

では、18ページを使って御説明いたします。

新たにTAC管理を行う資源につきましては、このステップアップの考え方に沿って段階的に導入・実施していくということで、今年5月の資源管理分科会においても1度この資料3-3、今回ちょっと修正しておりますが、修正前のものを使って御説明したことがございました。今般、この考え方を資源管理基本方針の本則として定めることとするものでございます。

考え方につきましては、これまで各種会議あるいは前回5月の分科会で説明したものから基本的な部分で変更はございませんが、この告示である基本方針に規定するに当たって、表現を分かりやすくするとか法令上の文言の整理という観点から、文言を修正した部分がございます。それに伴って、この図も修正して資料3-3の形にしているところでございます。

変更の趣旨でございますが、新たにTAC魚種に指定することが検討されている水産資源の漁業関係者の中には、TACによる資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分に確立されていない場合や、管理年度内における漁獲量の推移等、当該資源の漁業実態が十分に把握されていない場合があります。こうしたことから、このような資源についてはTAC管理に係る全ての取組、報告とか配分、更には採捕の停止等の命令、こういったものを全て同時に導入するのではなく、段階的に導入・実施していくことがTAC管理の円滑な実施を実現するために適切かつ効果的であるという考えでございます。

このため、TAC管理を行う場合、順次段階的に導入・実施していくというステップアップの考え方を、今般この基本方針に定めるということでございます。

変更事項の内容でございますが、この基本方針の本則第1の2に(5)として「漁獲可能量による管理の段階的導入(ステップアップ)の考え方」を新たに規定することになります。

ステップ1から順に御説明します。

ステップ1では、漁業法第30条に基づく漁業者による漁獲量等の報告、いわゆるTAC報告並びに大臣及び都道府県知事の漁獲量等に係る情報収集体制を確立することを主眼としておりまして、対象資源の特性及び資源を利用する漁業の実態を踏まえた管理を実現するための課題を整理して、それらを解決するための取組を行う段階としております。状況によっては、このステップ1の段階は省略することができることとするという規定として

おります。

ステップ1では、資源管理の目標や漁獲可能量を設定いたしますが、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わないことといたします。しかし、ステップ1の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものとするということでございます。

この「必要な助言、指導等」とは何かと申し上げますと、資料3-3を御覧ください。
下の方の※1でございます。

「漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする」ということございまして、TACを守るという観点からではなく、この趣旨に反するような操業をしている場合には指導を行うということでございます。

また、ステップ1では都道府県別漁獲可能量ですとか大臣管理漁獲可能量として具体的な配分数量の設定は行わず、漁獲可能量、TACの全体の数の内数という形で設定することといたします。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出して、それをお示しすることはいたします。

その他、ステップ1では漁業者による自主的な管理は引き続き実施していただきまして、その効果は利用可能な科学的知見を基に検証するとともに、収集された漁獲量のデータは資源評価の改善にも活用していくことといたします。

この期間は1年間を想定いたしまして、その後、ステップ2に移行するというものです。
次のステップ2でございます。

ステップ2においてはステップ1の取組を継続しつつ、この段階では試行的な配分を試行水準という形で設定いたします。この場合においても、都道府県及び大臣管理区分において管理を行う目安として配分の数量の算出をいたしまして、それを提示することはいたします。

ただし、ステップ2においても引き続き、採捕停止命令等を行わないことといたしますが、先ほど御説明しましたとおり、このステップアップの取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものといたします。

また、各都道府県等においては、水産庁も一緒にということですが、ステップ3以降の取組に向けて、採捕停止命令等の具体的な内容ですとかタイミングについて事前の

検討を行うことといたします。

このステップ2の期間は2年間を想定いたしまして、この期間においてTACの報告体制、また大臣及び知事においては漁獲量等の情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指すことといたします。

そして(3)ステップ2からステップ3への移行でございます。

こちらはステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することといたします。このため、ステップ3の開始に先立っていわゆるステークホルダー会合を開催いたしまして、ステップ1及び2における取組の結果や、TAC管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、TACの配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、漁業者や加工・流通業者等に対して説明し、その意見を聴くための機会を設けることといたします。

ステップ3では、資源管理に関する基本的な考え方及びこのステークホルダー会合を経た上で最終的に定められた新たな資源管理の目標、漁獲シナリオ、TACの配分基準等に基づいて管理を行う段階といたします。ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様に、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分を行い、採捕停止命令等も行うことができる段階といたします。

ただし、ステップ3の開始後、遅くとも3年後までに——既存のTAC魚種においては——おおむね5年ごとといたしておりますが、この場合は3年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の実施状況、その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは変更するといたしております。

この資源管理基本方針の検討及び必要な変更をもってステップアップの考え方による管理は終了し、以降はステップアップ管理対象資源でない特定水産資源として管理を行うという形の規定でございます。

この本則の変更に関しましては、9月26日から10月25日までパブリック・コメントを実施いたしました結果、28件の御意見が寄せられました。主な内容といたしましては「漁業関係者の理解と協力を得た上で次のステップへ進むと明確に記載すべき」ですとか、「資

源評価の精度向上など科学的知見の充実を待ってTAC管理へ移行することを明記すべき」更には「ステップアップ管理における期間は明確にすべきではなく、「最長」という文言は削除すべき」また、ステップ2から3への移行の規定の、ステークホルダー会合で説明する事項等につきましても御意見がございました。

今回御説明しました案は、このパブリック・コメントの意見を踏まえて一部修正したものととなっております。例えばステップアップの期間について「最長」という文言は削除すべきというところは、今回、反映して削除してございますし、ステップ2から3への移行の規定について、説明する事項の例示ですとか、ステップ3でのレビューに際して勘案する事項として、「対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の実施状況」等を例示に加えたりしているところでございます。

また、「漁業関係者の理解と協力を得た上で次のステップに進むと明確に記載すべき」という意見につきましては、こちらは新たな資源管理の推進全体に係る規定として、既に本則の第8「その他資源管理に関する重要事項」というところに規定がございます。ですので、既に全体に係る規定がございますので、改めてこのステップアップの考え方の項目に書くことはいたしません。関係の方々には説明する資料においては、資料3-3の一番下の※2に、推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に進めていくということが分かるように、資料に書き加えることとさせていただいております。

なお、本日、欠席の三浦委員からこの議題に関して御意見を頂いておりますので、読み上げさせていただきます。

「意見。

国は、新たな資源管理の推進にあたって、「関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める」ことを新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいて明記しているが、これは漁獲可能量による管理の段階的導入における各ステップへの考え方にあっても、同じ考えのもとでなされるべきである。については漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）に当たっても、漁業者の理解と協力を得た上で進めることを改めて確認したい。

なお、関係する漁業者の理解を得るためには、資源の来遊観測地点での直近のデータなど、十分な情報に基づく科学的評価を示すことが求められる。しかしながら、近年、海洋環境の激変等に伴い漁獲量や来遊地点が変動してきている中、一部漁業関係者からは、こうしたデータに基づく科学的評価が十分でなく、新たな資源管理に対する不安、不信の声が本会にも多く寄せられている。

新たな資源管理のもとTACによる管理を進め、数年後にはその検証が必要となってくるものと思料するが、最終的には資源が回復し、漁業者が経済的観点からもよくなったということにならなければ、資源管理の本来の意味はない。また、資源管理を進めた結果、漁業者がいなくなり資源のみ増えるということになってはならない。資源と漁業経営が両立する持続可能な漁業を実現していくことが本来の資源管理の目的である。

国は新たな資源管理政策のもと、TAC管理を推進する上で漁業者に対する責任を有するものと思料する。

このことをしっかりと再認識した上で、新たな資源管理の推進にあたって、海洋環境の激変も踏まえたあらゆる情報・データを基に、漁業者が納得する科学的資源評価を示し、期限を定めることなく丁寧に進めていくことをあらためて求める。」

以上のような御意見を頂いております。

説明は以上になります。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ステークホルダー会合とかパブリック・コメントでの御意見等も踏まえた案になっているという御説明でしたけれども、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ありましたら。

○伊藤委員 北海道の伊藤です。

私、今回初めてなものですから、いろいろと議論になっていることに対してあまり詳しくないので、たくさんのごことでちょっと不安を感じておりますが、まず、段階的に資源を管理していく、このやり方に関しては当然異論はございません。ただ、やはり何かその入口のところで、結局これに入ったとなるともうステップ3まで素直に行ってしまうのかというのが漁業者に理解できないところなんです。

というのは、このステップ1に入る前にいろいろな議題があるんですね。確かに先ほどの三浦委員の意見のとおり、いろいろな問題が漁業者が納得するようなところまで行ってからステップに入っていただければ、これはすんなりといけるのかなとは思いますが、今の段階では、入ったからこれはもうTACで最後まで行ってしまうんだよという諦めをつけさせるのではなく、まず事前に説明をした中で、ステークホルダー会議の中でもそれだけの反対意見が出ているわけですから、そこのところをもっと時間を掛けてやっていただきたい。

ステップ1に入ったにしても、たった1年で解決するような、全員が納得するようなこ

とは絶対あり得ないと思います。そういうところを払拭してから取り掛かっていただきたいと思います。

また、これがステップ2、ステップ3になった場合において、誰が判断してやるのかも漁業者には分かっていないですから、これがどういう形の中で2になって3になるのか。だからなあなあにならないよう、もうちょっと説明をお願いしたい。十分に検討して判断していただきたいという意見でございます。

○青木委員 青木です。よろしくお願いします。

今回のステップアップの考え方自体は理解して、賛成です。

ただし、ステップ1に入ったところでTAC報告、ステップ3まで行くとTAC管理がそれぞれ義務化されますので、各ステップに求められている取組を十分皆さんが理解して、漁業関係者や加工・流通業者が十分に理解した上で進めてほしい。先ほど伊藤委員もおっしゃいましたけれども、年限を限らず、この頂いた資料3-2の3、変更事項の内容、ステップ1とステップ2と両方に書いているんですけども、「管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階」ここにも「課題を解決する」と。ステップ1、ステップ2両方に書いておりますので、これらの課題が完全に解決されなければ、ステップ1は1年想定、ステップ2は2年想定と書いているんですが、年限を限らず、遊漁を含む漁獲量の収集体制の整備ですとか、資源の特性や漁業の実態を踏まえた管理の手法の開発、実効性の確認など、こういった事前検討や練習などをしっかり進めた上で次のステップに上がっていくというやり方をしていただきたいと思います。

また、漁業関係者が理解と納得したら次ということをおっしゃっていたんですけども、例えば福島のALPS処理水なども、漁業者の理解を得てからでないと言っていたにもかかわらず放出してしまいましたし、国が進める政策というのは、ちょっとそういった形で言っていることとやっていることが違う面も出てくるが多々ありますので、そういったことがないように、今回、進めていただければと思います。

意見がもう一個と質問をもう一点言わせてください。

今回、TAC魚種の拡大を推進しているということで、ステップアップの考え方も導入ということですけども、TAC追加魚種の検討に併せて、既にTAC種になっている魚種は、上限をオーバーしたらもう採捕停止命令が発動されるものなんですね。そういった魚種がどんどん増えていくと、それぞれ相関して混獲などでも増えていきますので、既存TAC魚種の運用改善をお願いしたいと意見させていただきます。

混獲のことは言いましたけれども、漁業現場での混乱も多分増えるでしょうし、資源評価の精度向上、前貸し制度についての発動要件の緩和や未利用枠を無駄にしないなどの改善、また、国際管理では認められているくろまぐろとか、みなみまぐろの繰越制度ですね、こういったものの導入も考えていけばいいのではないかと考えております。

また、現在の資源評価が完全ではないと思いますので、こういったもののレジーム・シフトみたいな、そういう突発的加入といったものへの具体的対応ですとか、また、混獲によって、その魚種が獲れないことによりメインの魚種が漁獲できなくて経営が苦しくなることも考えられるかと思えます。こういったものへの対応ですね。

それから、既存TAC種では現在も常に採捕停止命令が発動される可能性があるときと言いましたけれども、特に対馬系群のさば、いわし資源などは、今、急速な回復をしておりますので、そのあたりの運用改善が一番早急に必要かなと思います。これが2点目の意見です。

最後に、ちょっと短めに質問させてください。

ステップ1で、各管理区分に配分基準に基づく数量を提示すると言っているんですが、ステップ3までに何年か掛かると言うんですけれども、その間に漁獲実績に基づくシェア等もかなり変更になると思うんですけれども、ステップ1の段階でこの数量を示す意味は何かあるのでしょうか。

○山川部会長 ただいま伊藤委員と青木委員から貴重な御意見と、青木委員からは御質問も1点ございましたけれども、永田資源管理推進室長、お答えをよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 まず、頂いた御意見についてですけれども、今回、先ほども説明しましたとおりこのステップアップの期間について、ステップ1、2合わせて3年を想定しております。これは私ども、こうした政策を進めていく上で一定のスケジュールを示して、目標としてそれを掲げていく必要があることから、我々の目指すところということで書かせていただいておりますが、この基本方針の中でも「想定し」と書いていたり「十分な進展があった場合にステップ3の取組を開始する」と書いておりますとおり、年限が経過したら自動的に行くということではございません。

資料3-3を見ていただくと、上の方ですけれども、ステップ1から2に上がるころには「TAC意見交換会・水産政策審議会」と書いております。ステップ2から3に上がるころには「ステークホルダー会合・水産政策審議会」と書いております。私どもだけ

で勝手に決めて上がっていくということではなく、こういった関係者の皆様の御意見を頂く機会、それからこの資源管理分科会でお諮りした上でステップを上がっていくということです、その点については御理解を頂きたいと思います。

解決すべき課題についても、既にステークホルダー会合等でも、その前の検討部会を含め御意見を多数頂いているところでございます。この中には、もちろんステップ1に入る前に対応が必要な部分もございますが、ステップ1の中で漁獲情報等、データを集めていくことによって対応策が見えてくる部分も非常に多くあると思いますので、ステップ1、2の間でその解決、具体的な対応をどうしていくか検討して、それをお示しして、皆さんに「これならばステップ3に行けるね」と思っていただけるようになればステップ3に行くという形で進めていきたいと考えているところでございます。

既存のTAC魚種、特に浮魚で資源が回復しているときの管理の難しさについても御指摘いただきました。

この部分についても、新たなTAC魚種に限らず既存の魚種の中においても課題が出てきていることは認識しておりますし、そういったものについての対応は、既存魚種、新規TAC魚種両方に関係してくるものですし、例えばある魚種で対応したものについて、似たような状況が起こり得るほかの資源についても適用できる部分は当然あると思いますので、そういったことも我々しっかり検討して、対応してまいりたいと思っております。

最後に、青木委員から御質問いただいたステップ1で数量を提示することについてですけれども、既存のTAC魚種のTAC管理に取り組まれている方は、大体TACが決まるとどういう形で配分されて……という何となく勘どころがあって、どのくらいの数字なのか分かるところがあると思います。ただ、今回このTAC魚種を拡大していく中で、これまでTAC魚種は当然あったわけですがけれども、数量管理というところでなかなか馴染みのない方も、沿岸の方含め、多くいらっしゃると思います。特に都道府県等からは、どのくらいの数字になるのかある程度イメージを持った上でステップ1、2の取組をやりたいという御要望も頂いておりますので、何と云うんですかね、先ほど申し上げたように、この数字で採捕停止命令とかそういうことはないんですけれども、ステップ3に行くときに、どのような数字に対してどういう状況で留保からの配分が必要になってくるのかとか、融通という仕組みの中で、ほかの県等の状況を見ながらどういうタイミングでどういふところとそういう交渉というか協議というか、そういうことをすればいいのか、そういった管理する側が、漁業者さんというよりは管理する側、都道府県中心にですけれども、

そういったイメージを持っていただくためには必要だと思っておりますので、そういったことをする形にしております。

○青木委員 御説明ありがとうございました。

理解はしますけれども、ステップアップの考え方に関しては課題を整理する段階ということは文章化していただいているんですけれども、希望としては、課題を解決しない限り次のステップには進まないといったことを明文化していただくことも御検討いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○渡部委員 全国内水面漁連の渡部でございます。よろしくお願いいたします。

すみません、基本的なことでは伺いたいですけれども、今の説明の中で本則の変更、この内容については私、全く異論はないわけでありましてけれども、この表現の中で、ステップ1、2、3と上がっていく中で我々にとってはちょっと、何と申しますか、「あ、こういう表現になっているのかな」と思うところがあるんですけれども、法に基づく停止命令等はステップ1、ステップ2では行わないようにして、必要な助言とか指導等を行うものにするを書いてございます。3になって初めて停止命令等を行うことができる。「行わなければならない」ではなく「行うことができる」と書いてあるわけなんですけれども、これはやはり、さっきからずっと質問とか説明されておりますけれども、漁業者の方にその段階、段階で御理解を頂いた上で進めていく、そういうプロセスの中での表現かなと思っております。

と申しますのは、役所の方はなかなか認識はできないかも分からないですけれども、命令とか、いわゆる国民の側にとっての不利益処分ですね、これは、例えば行政指導とかそういう段階でしたらほかの許認可には影響しないんですけれども、例えば何か命令を受けた人が全然違う許認可の申請をしたら、やはりそれは影響するわけなんです。行政指導は行政手続法とかそういうものできっちり、ほかの事務にそれが影響してはいけませんよということを書いてくれていますので、いかないと思うんですけれども。

ですから非常に慎重に、プロセスを経てステップを上げていくことにされているのかなと思うわけでございますけれども、ここで一つ確認ですけれども、助言、指導について、これはほかの事務等に、例えば許認可を申請しているとか、そういうことに影響はないということだけ確認しておきたいと思っております。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

正にこの助言、指導というのは漁業法に基づく採捕停止命令とは違って、明らかに実績を積み上げるために今までとは違う操業をしているような場合には指導しますよということなので、まずは今、おっしゃったような行政指導というところから始まるところでございます。もちろん程度問題はあって、あまりにひどいことになってくると、より強くなることはあると思いますけれども、まずは今、おっしゃったような行政指導というところからということなのです。

○渡部委員 分かりました。

○井本特別委員 山陰旋網の井本です。

私からは、漁獲量の報告について一言コメントさせていただきたいんですけれども、大中まきに関しましては現在の報告体制が、TAC報告と漁獲成績報告書が全く別々の系列で報告するようになっておりまして、こちらの事務作業が非常に大きな負担となっております。TAC魚種の追加に先立ちまして、この漁績とTAC報告を一本化して、迅速かつ簡便に報告できるシステムの構築と導入を是非早急をお願いしたいと思っております。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

いろいろな形で今、報告が義務付けられているというか、報告していただいているところがございますけれども、そういったところで、現場の方の負担感をいかに軽くしていくかといった工夫も進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○井本特別委員 現段階でも、事務局としては報告が極めて煩雑な状態になっておりまして、いろいろな混乱も生じておりますので、是非早急に対応していただくようお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○山川部会長 ほかに。

○日吉特別委員 静岡県定置協会の日吉です。

このステップアップの考え方については、私たち、ぶりのTACで東日本の会議のときに初めて見させていただきました。ぶりに限ってですけれども、非常にいい制度を入れてくれたなというのが、その時にいた東日本ブロックの定置漁業者の意見でした。そしてステークホルダー会議のぶりのTAC——ぶりに限っての話ですけれども、それは北海道から九州まである程度、定置漁業者はこれは受け入れましようみたいな意思統一ができていました。

私、思うんですけれども、よく漁業者の理解ということが、先ほども出ていますけれど

も、では、漁業者がどこまで理解したらその制度が進んでいくのかなど。それを水産庁に聞くのは酷だからお答えは結構ですけども、これだけ資源が傷んで、漁業者の意見を津々浦々聴いたってそんな皆さんが納得するような——私も漁師で、今日は沖へ行ってここへ来ていますからね。「浜の意見」とかよく言いますけれども、賛成の人の声はなかなか小さいんですよ。反対、反対という意見がすごく多くて。でも、私たち定置漁業者のように毎日ほぼ定点で受け身でやっている漁業だと、資源が傷んだことを実感で感じています。

それについては、やはり今ここで、この審議会もそうですけれども、百二十何回やられているわけですよ。この審議会も検証した方がいいと思うし、皆さんも浜の現状を見てやってください。高齢者ばかりで。

ですからこのステップアップも、ぶりに限ってですね、まだ私たち日本定置協会もぶりに限ってこれは受け入れていますが、このステップの考え方は、日本の定置の漁業者は理解している考えだと思っております。

○山川部会長 貴重な御意見ありがとうございます。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。佐々木です。

私、料理人の団体の代表をしております。ですので魚の使い手として、消費者の代表として、また2年間ここに座らせていただくことになりました。

消費者の立場から申し上げさせていただきますと、TAC管理、今回、一步二歩進んだ取組というか——を作ってくださったなと思っております。2020年に改正漁業法が施行されてから、たしか今年までに8魚種を23魚種まで増やすとおっしゃっていて、とても期待しておりました。

ところが、2023年——今年になって一つも増えていない状況で、私どもとしては、とても落胆しております。日本の海からどんどん魚が消えていまして、私たち料理人も、そして消費者も、魚がどんどん食べられなくなっている実感がとてもあります。将来がとても不安ですので、是非守っていただきたい。

もちろん漁業者さんたちが大変な状況でいらっしゃるの重々存じておりますし、このような気候変動の中でどのように経営を成り立たせていかれるのかも、とても心が痛むところではありますけれども、同時に、魚というのは日本国民全員がたんぱく質の重要な供給源として頼っているところです。59%というたんぱく質の自給率は、ほかのあらゆるたんぱく質の中で最も高い。そして、これが豊かに戻れば私たちは魚を食べ続けていけて、

飢えることがないわけですよ。ですので、是非守っていただきたいですし、このTACの管理のステップアップをどんどん進めていただいて、将来的に漁業者さんたちが憂いなく経営できるような体制に持っていただければと思います。

意見でした。ありがとうございます。

○山川部会長 消費者の立場からの貴重な御意見、ありがとうございました。

ウェブで阿部委員が手を挙げておられるということですので、阿部委員、御意見よろしくお願いいたします。

○阿部委員 北海道漁連の阿部でございます。

皆さんの意見と重複する部分はあるんですけども、まずステップ1の入り方には、本来であればもう少しデータを多く集めた中でステップ1に入っていくべきだし、ステップ1に入った中でも、1年や2年でこの広い日本でデータを取れるわけがないんだよね。それで漁業者の理解って、データも何も、ごく一部のデータを示して漁業者の納得を得る、協力を得るといのは大変無理な形だと思ってございます。

やはりちゃんとした、これだけ気候変動なっています。いろいろな魚種が北上したり獲れなくなったり、そんな形になっていますので、もう少し期間を融通していただいて、やっていただければと思ってございますので、その辺よろしくお願いいたします。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○川越特別委員 今、阿部委員も言われたとおりだと思います。

ちょっとこのステップアップ、確かに聞こえはいいと思いますが、まずステップ1は、いわゆる漁獲報告を集計して実態調査、実態評価をしてのステップ1だと思っております。ステップ2は、その評価を経て「試行水準」を設定することになってはいますが、いわゆるステップ1の1年間の短いと私は思っております。やはりその実態調査を、もう少し長い期間をもってデータ収集をやるべきだと。

このステップ1を1年で、そこで2年目の「試行水準」を設定というのは無理があると思います。先ほどのくろまぐろでも、そうでしょう。初めに決めた期間よりも、やはり答申としては2、3年見ることに変更になったように、やはり1年でステップ1でステップ2に上がるということは、必ずその都度また漁業者からの理解が、得られる漁業もあるかもしれないけれども、理解が得られない部分がまた出てくると思いますので、私は、ここは反対に期間を長くもつべきではないか、しっかりと、3年でも5年でもとするのは長い

と水産庁は言うかもしれないけれども、やはり3年ぐらいしっかりとデータを取って、そこで文言どおり漁業者の十分な理解と検討をして、そしてステップ2に移る。

ここは私はちょっと納得できない。考えていただきたいと思います。

「試行水準」になると、ある程度、やはり試行でやるということは、もう本当にお試しでやりますよ、こういうケースでやっていきますよということのステップ2だと思しますので、後戻りはできないと思っておりますので、ステップ1の期間をもう少し慎重に、しっかりと漁獲集計をやるべきだと思います。

それと、この審議会で何年かやってきた中で、水産庁は少し時間ありき、スケジュールありき、自分たちのシナリオありきで進んでいく傾向があると私は思います。この場でいろいろな議論をしても、それが変わることはあまりなかった。ただ、停滞だけはできた。停滞と言うのは悪いですが、佐々木委員には失礼ですが、そこでこういうTACの魚種拡大が進んでいかなかったというのは、やはりこの審議会での停滞があったからだと思います。

……というのは、本当に漁業者に寄り添った議論をやるならば、今までのこの3年間の反省を基に、もう少しそういう実態調査、いわゆる常日頃言っている精度の高い漁獲報告集計、そういうものを見ながら皆さんで検討していくような、私はそういうことを求めたいと思いますので、この期間をもう少し検討していただきたい。そして、まずステップ1をしっかりとやって、ステップ2になかなかいかない魚種においては再考を求めるぐらいの文言をここにも付けていただきたいと思います。

それと、事務方さんをお願いなんですけれども、何で今回ステークホルダーの皆さんの意見の資料がないんですか。今までステークホルダー会議の意見の集約ということで結構資料も付いていたんですけれども、やはり口頭での報告とかいうことはやめていただきたい。次回から、やはりこういう会議の中ではステークホルダー会議での意見をまとめた資料も添付していただきたい。そういうことが、本当に漁業者の声をこの会議に届けるお気持ちがあるんですか。ただ口頭でぱらぱらしゃべられただけでは駄目ですよ。そういうことも次回からお願いしたいと思います。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

先ほどからステップ1からステップ2、あるいはステップ2からステップ3への移行に関して、関係する漁業者の理解と協力を得た上でという点について様々な御意見を頂いているわけですが、一方で、日吉特別委員の御意見にもあるように、では関係する漁

業者全員の理解を得るといえるのは果たして可能なのか、そんな御意見もあつたりしました。

こういった様々な御意見を頂いたわけですがけれども、事務局としていかがでしょうか、何かコメントございましたら。

○資源管理推進室長 まず、ステップ1から2への移行という部分でございますけれども、資料の中にも書いてありますけれども、ステップ1と2で何か漁業者さんに取り組んでいただくことがらっと変わるとかそういうことではなくて、ここは採捕の停止等の命令もかからない期間であり、まず報告に慣れていただき、報告収集体制を確立して、その収集できたデータも使って管理の方法の検討ですとか評価の改善にいかしていきたいということです。

ですので、ステップ2に書いてあるとおり、ステップ2はステップ1の取組に加えて管理側が管理の練習も始めていくということなので、ステップアップとしては1、2トータルで3年を想定して取り組んでいき、そのときに問題解決の取組が、ステップ3に行けるだけの進展があったかどうかステークホルダー会合で御意見を頂いて、これならいけるとなった場合に上がっていくということですので、ステップ1、2の間で区切るということではなく、ステップ1、2トータルとして十分取組が進んだかどうかというところでステップ3にいく判断をするという形での進め方をしていきたいと考えているところです。

それから、すみません、先ほど川越特別委員からステークホルダー会合での意見をというお話がありましたが、このステップアップの考え方そのものについて文書の形でお示しするのは今回が初めてでして、これをステークホルダー会合で議論したということではございません。

また、パブリック・コメントにつきましては後ほど頂いた意見をまとめて、それに対する考え方、お答えも公表するという対応してまいることになっておりますので、御理解いただければと思います。

○及川委員 いろいろありがとうございます。

今、ずっと御説明を頂いて、室長が言われているのは1と2は、もうあまり折り目はなくて、ほぼ連続しているんだと言われた——今までも言われていたのかもしれませんがけれども、私たちは、やはり1と2はちょっと段階が違うと思っていたんですけれども。

ただ、一緒だとしても、例えば1年で1から2に移るとすると、どうなんでしょうか、現実に来年1月から始まった魚種でやれば、5、6月には多分もう2に移ることは、水産庁さん内部でいろいろな作業を進めないといけないのかなと勝手に想像するんですけれど

も、そうするとごく、半年とかしかやらないうちに例の報告体制等が「あ、十分にできた」とかそういうことが……、やはり実務的にかなり見切り発車しないと2に移れないのではないかと思ってしまうんですね。

なので何となく、意見がいっぱい出ていましたけれども、意外とステップ1が大事なのかなと。1と2の区別はあまりないんだと言われたら、少なくとも丸一年は、漁獲の報告等が全国津々浦々からきちんと集まるのかというところを検証しないといけないのかなと。私は、個人的にはそんなに長くやれと思っている方ではないんですけども、でも、やはりお聞きしていると、ちょっとそこは大事なところなのかなと思うようになりました。

○資源管理推進室長 確かに1年ですと、丸々1年データを取ってみる前に次の判断が出てくるというのはおっしゃるとおりではありますが、スケジュール的にそこまで短い段階で決めなければいけないかという、そういうことではないと思っていますし、ステップ2に移って、要するに都道府県等が管理の練習をスタートするようになってからも、当然その情報が収集できているのかどうかも含めてチェックして行って、そこで残っている課題への対応だとか次への取組を進めていくことになりますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、現場の漁業者さんサイドとしては、ステップ1、2で何か取組が変わってくるということではないと理解していただきたいと思います。

○東村委員 今まで伺っていて気になった点として、課題を見付けて、それが解決できるかという言い回しがかなり出てきているんですけども、具体的に課題というのはどういうものを想定してお話しなさっているのか。私が今日初めて参加しているので分からないかもしれませんが、多分こういう課題が出てくるなというのがあって、TAC対象魚種だと、もう1997年からしているので「こういうふうにして解決している」というのがいくつもあると思いますので、そういうものが行き渡るということだと考えて伺っているんですけども、「課題」というのは、これから新しく取り組むに当たってどういうことを想定されていますか。教えていただければ幸いです。

ありがとうございます。

○資源管理推進室長 魚種、資源によって、漁法によってもそれぞれ違うんですけども、いろいろなものに共通する課題としては、例えば浮魚の場合ですと資源評価で予測されているものを上回るような加入ですとか来遊があった場合、資源が予測よりも多くあるぞというときに、本来であればもっと獲っていいものに対してストップをかけないように、どういう形で柔軟な運用ができるかとか、あるいは混獲の問題、TAC魚種が増えてくると

ある魚種がどうしても混ざってしまうんだけど、それによって操業を止めなければならぬような事態を避けるためにどのような運用ができるかというところは、もう既に御指摘いただいている、それについて、方向性としてはいくつか我々も検討しているところですが、そういったものについては実際のデータも見ながら、どういったタイミングでどういうことをやるか対応を決めていく必要があると考えております。

○山川部会長 課題につきましては、先ほど青木委員も幾つか挙げておられましたけれども、そういったことを試行しながらどのように解決していくかというところを探っていく、そういうことなんだろうと思います。

ほかにございますでしょうか。

では、関係する漁業者の理解と協力を得た上でというあたり、単に資料の上で文言として書いてあるだけではなく、実際に運用する過程においてそこをきちんと担保しながら、漁業者の理解を頂きながら、そういう進め方を実際にやっていただく必要があるんだろうなといったことを、委員の方々の御意見を伺いながら個人的にも感じたところでございますけれども、いかがでしょうか。こういった事務局からの御提案があるわけですが、この提案について、文言自体を変えないといけないといった強い御意見があるのか、あるいは現状、文言としてはこういった内容で認めるけれども、その運用上、きちんとそれを担保していただきたいといったことなのか、委員の方々、いかがでしょうか。

○青木委員 先ほども申し上げたとおり、できれば文言にして、解決したら次へ進むという形が希望ですが、最低でもこの場で担保していただくという形を取っていただければと思います。

それから、個人的な意見になるんですけども、ちょっと曖昧だと思うんですね、この「課題を解決」という言葉が。どのように解決するかという方法として、例えばステークホルダー会合で「課題として何が挙げられますか」ということで出てきた課題を箇条書きにして、それを一つ一つ潰して行って、そこでもう何も意見がなくなれば次へ行ってもいいというような形にしてもいいのかなと思いました。

○山川部会長 ほかにも御意見ございますでしょうか。

○日吉特別委員 文面に入れることは私も別に反対ではありませんけれども、その文面がひとり歩きして漁業者の理解という話がバンと出て、私みたいな漁師はすぐそれを「そう書いてあるじゃねえか」と。そういう危惧もちょっとあつたりするので、文面に入れること自体は反対ではありませんけれども、漁師の世界では、そういう文面が書いてあると

「理解できてないじゃねえかよ」ということで非常に進みにくくなるのではないかという危惧があるということをお伝えしたいです。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

では、委員の方々から非常に強い御意見として、「関係する漁業者の理解と協力を得た上で」というところをきちんと肝に銘じて進めていただきたいという御意見がございましたので、分科会長としては、そういったことを条件として、分科会として今回のこの御提案については原案どおり認めるということではいかがかと考えますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 どうもありがとうございます。

では、そのように承認していただいたということで決定させていただきます。

続きまして、さんまからうるめいわし対馬暖流系群までの資源管理基本方針別紙の変更及びTAC設定・配分案等について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資源ごとに区切って説明、質疑という形で進めさせていただければと思います。

なお、この後、説明していく別紙の変更につきましても、9月26日から10月25日までパブリック・コメントの手続を実施しております。それぞれ関係箇所での御意見等について御紹介していきたいと思います。

まず、さんまについてです。

資料4-1から始まる綴りの右下21ページ、すみません、数字が重なっていてややこしいんですが、四角で14と書いてあってその横に21と書いてありますが、「北太平洋漁業委員会(NPFC)第7回年次会合の結果について」という資料でございます。

さんまにつきましては、国際的な資源管理措置がNPFCで議論されています。21ページの下にNPFCの概要が記載されておりまして、その次のページに直近のNPFCの年次会合、本年3月に開催された第7回年次会合で採択された保存管理措置の概要を記載しております。

この保存管理措置は令和5年及び6年の2年間適用されることとなっておりますので、令和6管理年度のTAC設定についても令和5管理年度のTAC設定と同じ考え方となるものでございます。

T A Cの配分等について基本方針別紙の変更がございますので、資料3にお戻りいただき、資料3-2、右下に21と書いてあるページを御覧ください。

T A Cの配分につきましては、都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年を更新するという変更がございます。この配分基準につきましては、過去3か年の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて配分することを基礎としております。

すみません、資料があちこち行って申し訳ありませんが、資料4-1から始まるものの73ページを御覧ください。右肩に「資料4-15」と書いてあるものです。

こちらはさんまに限らず、本日御説明するまあじですとかまいわし、そのほかすけとうだら等についても共通の考え方でして、直近3か年の漁獲実績の平均値を用いることとしておりまして、この基準年を3年ごとに更新するという考え方でやってきております。

現行の配分基準は令和3管理年度から適用されているものでございまして、平成29年から令和元年までの3か年の漁獲実績に応じた配分を行っているところです。令和6管理年度の漁獲量の配分に当たっては、令和2年から令和4年までの新たな3年間の実績が利用可能となりますので、直近の漁獲状況を反映しつつ、安定的な操業が可能となるよう、この配分の基準年を令和2年から4年の3年間に更新するという内容でございます。

この変更につきましては、この後、御説明いたしますまあじ、まいわしについても共通の内容となっております。

その3年ずつずらすイメージは、資料3-2の21ページの下の（参考）という表を御覧いただければと思います。

なお、この基本方針の変更につきましては、パブリック・コメントの手続で2件の意見の提出がありましたが、内容の変更を求めるものではございませんでした。

続きまして、令和6管理年度のさんまのT A Cの設定・配分については、資料4-1から始まる綴りの53ページを御覧ください。右上に「資料4-9」と書いてあるページでございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和6管理年度のT A C設定の考え方は、本年3月に開催された第7回N P F C年次会合で採択された保存管理措置を踏まえたものとして、令和5年度と同量の11万8,131トンという案でございます。ただし、来年3月に予定されていますN P F Cの第8回年次会合で新たな保存管理措置が採択された場合には、必要に応じてこのT A Cの変更を検討することといたします。

N P F Cの保存管理措置とそれに対応する我が国のT A C算定の考え方を、53ページに

表の形で書いております。内容としては令和5管理年度と同じでございまして、まず、日露両国の200海里水域内の過去3年の我が国の漁獲実績シェアが97.04%であったということで、10万トンの97.04%で9万7,044トンという数字がございまして。一方、公海での漁獲量を2018年の漁獲実績から45%に削減する部分がございまして、これが計算の結果、2万1,087トン。したがって、合計の11万8,131トンが令和6管理年度のTACとなるものでございます。

次のページに参考として、日露両国の200海里水域内の我が国漁船のシェア等、算定の根拠を記載しております。

配分につきましては54ページの下、2でございまして。

10%を国の留保といたしまして、そのほかを先ほど説明しました令和2年から令和4年の3か年の漁獲実績に基づいて配分することが基礎となります。ただし、配分を受ける者の間で別途合意がある場合には、その合意による数量を用いて配分するという規定がございまして、この合意に基づく配分としております。

具体的な配分は、55ページに別紙として書いてあるとおりでございまして。

知事管理区分については、数量が明示されているのは漁獲量全体の上位8割に入る都道府県と数量明示を希望する都道府県、そのほかは「現行水準」ということで、北海道と岩手県が数量明示となっております。

大臣管理区分につきましては、54ページの(4)のただし書きで書いておりますが、漁獲割当て、いわゆるIQによる管理を行う管理区分がございまして。こちらにつきましては計画的な操業を可能とするという漁獲割当ての利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとしておりますが、当初の配分において一定数量を上乗せするという考えでございまして。この上乗せ後の数字が括弧書きとなっております。

さんまについては以上でございまして。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

ウェブでの参加者は、いかがでしょうか。

特に御意見ございませんようですので、この件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 特に異議ないようですので、そのように決定いたします。

ここで一旦休憩を挟みたいと思います。3時15分再開とさせていただきますので、それまでにお席にお戻りくださいますようお願いいたします。

(休 憩)

○山川部会長 皆さんお揃いようですので、議事を再開させていただきます。

次に、まあじについて、事務局から資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、まあじの両系群について、まず、資源評価の結果について水産研究・教育機構の福若部長から説明をお願いいたします。

○水研機構浮魚資源部長 ただいま御紹介にあずかりました水産研究・教育機構の福若と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料4-3、資料4の東の25ページを御覧ください。

まあじの太平洋系群の資源評価の御説明をさせていただきます。

まあじ太平洋系群、これはまあじの太平洋側に分布する群れです。

上のスライドを御覧ください。

まず図1、分布域ですが、この黄色のところが産卵場となっておりますが、太平洋沿岸域で生まれた集団と東シナ海で生まれた集団の二つで太平洋系群は構成されていると考えております。

その下、図2を御覧ください。

これは漁獲量の推移を示したものですが、90年代は多く、その後、減少傾向となっております。2022年は1.5万トンと低い水準でございました。

右の図3を御覧ください。

資源量も90年代が多くて、その後、減少傾向となっております。近年は横ばい傾向にありまして、2022年の資源量は5.6万トンとなっております。この色違いで示した棒グラフは年齢組成を示しておりまして、ゼロ歳の青と1歳のオレンジを中心に資源が構成されております。

下のスライドを御覧ください。

左の図は再生産関係と申しまして、親魚から生まれて漁獲するサイズに達したものの、漁獲加入量と申しますが、その親の量と子の量の関係を示したものです。まあじ太平洋系群の再生産関係としては、リッカー型、緑の破線で示した再生産関係とベバートン・ホルト型、赤の点線で示した再生産関係のモデル平均を採用しております。

右の図は管理基準値を示したのですが、これは昨年度から変更ありませんで、最大持続生産量—— MSY 、これはこの曲線のピークになっている平均漁獲量です。これが3.8万トン。そして青い矢印が下にどんとぶつかったところ、平均親魚量、これが $SBmsy$ となりまして、6.0万トン。この6.0万トンが目標管理基準値となります。限界管理基準値は MSY の60%の漁獲量が得られる親魚量となっております、1.5万トンとなっております。

2022年の親魚量は2.6万トンですから、限界管理基準値を上回っておりますが、目標管理基準値を下回っている現状でございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

上のスライド、左の図が神戸プロットを示しています。

横軸が親魚の量、縦軸が漁獲圧を示しております。このグラフの色が変わったところが MSY を実現する水準を示しております。横軸で見ますとちょうど1のところの色が変わっておりますが、この1より大きいと親魚量が多い、1より小さいと親魚量が小さい。縦軸は漁獲圧を示してございまして、色が変わったところの下側は漁獲圧が低い、上側は漁獲圧が高いこととなります。すなわち、この色分けで赤いところにありますと資源が危険な状態、緑のところは資源が安全な状態であることを示しております。

2022年は親魚量は MSY 水準よりも低いですが、漁獲圧も MSY 水準より低い現状となっております。

次に、右の図を御覧ください。漁獲管理規則が定められております。

$Fmsy$ —— MSY を実現する漁獲圧ですが、これに乗じる調整係数 β が0.8と決まっております。

下のスライドを御覧ください。

その漁獲管理規則、 β イコール0.8で獲った場合の将来予測を赤線で示しております。左が将来の親魚量の予測、右が将来の漁獲量の予測でございます。この漁獲管理規則に基づく将来予測をしてみますと親魚量は MSY 水準を上回りまして、将来の漁獲量は MSY 水準に近づいていくという予測となっております。

次のページを御覧ください。

スライドを一つだけ示しておりますが、これが将来の平均親魚量と平均漁獲量を数値で示したものでございます。

これはあくまでも、たくさんのシミュレーションをした中での平均値を示しております。

漁獲シナリオで調整係数 β 0.8で漁獲を行うこととなっておりますので、赤枠で示しております。

下の表2の、2024年の赤枠のところを御覧ください。

この漁獲シナリオに従いますと、2024年の平均漁獲量が2.7万トンとなりまして、これがABCとなります。

ちなみに、表1の表の赤枠で囲った段の一番右、黄色く塗りつぶしたところですが、これは2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率になっておりまして、これが60%と予測されております。

そういうことで、ABCの要約表としましては、2024年のABCは2.7万トンとなります。

引き続き資料4-4、29ページを御覧ください。

まあじの対馬暖流系群の資源評価に関して報告させていただきます。

本系群は、東シナ海から日本海に分布する群れとなります。

上のスライドの図2を御覧ください。

漁獲量の推移を示しておりますが、青く塗りつぶしたところが日本、オレンジ色に塗りつぶしたところが韓国の漁獲量になります。2006年以降はほぼ横ばいですが、2022年は12.1万トン、そのうち日本は8.3万トン、韓国は3.8万トンとなっております。

右の図3、年齢別漁獲尾数を見ますと、青で塗りつぶしたゼロ歳、それよりも多いオレンジ色で塗りつぶした1歳を中心に構成されております。

下のスライドを御覧ください。

左の図は、年齢別漁獲尾数と資源量指標地から推定した資源量、これはオレンジ色の線、親魚量、灰色の線、加入量、青色の線で示しています。資源量は2022年は46.1万トンでした。加入量は近年は低い水準にあります。灰色の線の親魚量は直近5年間で見ると増加傾向で、2022年は28.8万トンでした。

右の図を御覧ください。

年齢別資源尾数ですが、これはゼロ歳と1歳が占める割合が高くなっております。

次のページを御覧ください。

上のスライドですが、左の図が再生産関係。先ほどの太平洋系群はリッカー型とベバートン・ホルト型のモデル平均を用いしましたが、対馬暖流系群ではホッカー・スティック型再生産関係を用いております。青い線で示しております。

これから計算できる最大持続生産量——MSYは右の図に示してありまして、MSYは15.8万トン、それを実現する親魚量は25.4万トンと算定されております。2022年の親魚量は28.8万トンですから、目標管理基準値を上回っております。

下のスライドを御覧ください。

左の神戸プロットを見ると、2022年は安全な緑の領域に入っていることが分かります。

右の図を御覧ください。

まあじ対馬暖流系群の調整係数 β は0.95と定まっております。

次のページを御覧ください。

上のスライドです。

赤線が漁獲管理規則に基づく将来予測です。将来の親魚量は、この赤の漁獲管理規則に基づいて漁獲しますとSBMSYを上回っておりまして、将来の漁獲量はMSY水準に近づくという予測になっております。

下のスライドを御覧ください。

まあじ対馬暖流系群の漁獲シナリオは、 β は0.95ですので、それを赤で囲っております。表2の2024年の赤枠で囲まれたところは15.7万トンとなっておりますが、これが2024年のABCとなります。このABCは日韓合わせた量となっております。

表1の赤枠で示した段の一番右、黄色く塗りつぶしたところを見ますと、漁獲管理規則に基づいて漁獲を行いますと、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は57%と計算できました。

まずは以上です。

○資源管理推進室長 続きますして私、資源管理推進室長から、まあじに関する資源管理基本方針別紙の変更と、令和6管理年度のTAC設定及び配分案について御説明いたします。

まず、基本方針の変更につきまして、資料3-2を御覧ください。右上に「資料3-2」右下に「17」と通し番号が振ってあるページです。

今回のまあじに関する基本方針別紙の変更は、この変更事項の3と4の二つでございます。

変更事項3は、先ほどさんまについて御説明した配分に係る基準年の更新で、同じ内容です。

二つ目の変更事項4につきましては、22ページを御覧ください。

まあじにつきましては従来から、資源評価としては先ほど御説明いただいたとおり、太

平洋系群と対馬暖流系群の二つの系群に分けて行われているわけですが、どちらの系群も主要産卵場が東シナ海の共通の水域にあり、この評価についても一つの系群として行うことも検討されている状況がございますので、管理につきましては両系群を合わせて一括して行うこととしてきております。

これに関する規定は別紙 2 - 5 にございまして、現在「令和 5 管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和 4 管理年度に引き続き」と規定されている部分につきましては、令和 6 管理年度においても引き続き同様の管理を行うこととするために、それぞれ「令和 5」「令和 4」を「令和 6」「令和 5」と数字を変更する形式的なもので、前年と同じ管理をするための変更になります。

こちらの基本方針の変更事項 4 につきましては、パブリック・コメントの手続では 1 件の意見の提出がございましたが、内容の変更を求めるものではございませんでした。

続いて、令和 6 管理年度の T A C の設定・配分について御説明いたします。

資料 4 - 1 から始まる綴りの 57 ページ、資料 4 - 10 を御覧ください。

T A C について、設定の考え方は令和 5 管理年度と同じでございます。先ほど申し上げたとおり二つの系群に分けた評価が行われておりますが、それぞれの系群について令和 2 年に開催されましたいわゆるステークホルダー会合で取りまとめられ、基本方針別紙 2 - 5 に定められたシナリオに従って、最新の資源評価の結果に基づいて算定された A B C の合計値を T A C とするものでございます。

漁獲シナリオの概要は (2) に記載しているとおりでございまして、②の漁獲圧力につきましては、安全係数 β は太平洋系群は 0.8、対馬暖流系群は 0.95 を適用するということ、また、対馬暖流系群につきましては、資源評価対象水域における外国漁船の漁獲量を考慮しまして、0.89 を乗じることとなっております。

これによりまして、令和 6 管理年度のまあじの T A C は 16 万 6,800 トンという提案となっております。

T A C の推移、漁獲実績は、次のページに参考 2、参考 3 として掲載しております。

配分につきましても、前年と同じ考え方に基づく案としております。国の留保は 20% といたしまして、そのほかを過去 3 か年の漁獲実績の比率に基づいて配分するという一方で、基準年は、さんまと同様「令和 2 年から 4 年」に更新しております。

具体的な配分は、次のページに別紙として記載しております。

大臣管理区分は大中型まき網漁業に 5 万 9,100 トン、知事管理区分につきましては島根

県、山口県、長崎県、宮崎県、鹿児島県に記載の数量の配分といたしまして、その他、右側に記載している都道府県につきましては「現行水準」という案としているものでございます。

説明は以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いたします。

○佐々木特別委員 まあじの対馬暖流系群、いい状況のようでうれしいんですけども、漁獲の内容を見たときに1歳というのがほとんどのように見えるんですが、1歳というところのぐらゐのサイズなんでしょうか。あじがすごく獲れているという印象が、市場にたくさん並んでいる印象があまりないんですけども。

○山川部会長 これは福若部長ですか。

○水研機構浮魚資源部長 ウェブで出席している大下副部長からお返事してもよろしいでしょうか。

大下副部長、聞いていますか。——いないようですので船本副部長、ちょっと系群は違いますけれども、太平洋系群の1歳のサイズだと、どれぐらいでしょうか。

○水研機構浮魚資源部副部長 私、太平洋系群のデータしか持っていないんですけども、太平洋系群ですと、1歳ですと体長にすると20センチ弱ぐらい、また、体重にしますと100グラム程度となります。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

それはスーパーに並ぶサイズですか。どこに行っているんでしょうか。

○水研機構浮魚資源部副部長 すみません、どこに行っているというのは……

○佐々木特別委員 この魚は一体どこに流れているんですか。私たちが見る機会がほぼないかなと思ひまして。

○水研機構浮魚資源部副部長 すみません、対馬暖流系群は分からないんですけども、皆さんの目に触れるという意味では、スーパーに並んでいる形だと思います。

○佐々木特別委員 このサイズのものが並んでいるということですか。多分……、あまり見ないような気がしますがけれども。

○水研機構浮魚資源部副部長 太平洋系群で申し訳ないんですけども、太平洋系群ですと漁獲の主体がゼロ歳なので、恐らく皆さんの目に触れるものはゼロ歳が主体となると思

うので、より小型のものが皆さんの目には触れているような気がするんですけども、1歳というサイズになると、今、申し上げたように体長ですと20センチ弱ぐらいのものが相当すると思います。

すみません、あくまで太平洋系群のデータしか持っていないので、こちらの情報になってしまって申し訳ございません。

○佐々木特別委員 分かりました。料理人が使えるあじがどんどん少なくなっている印象ですので、できるだけ大きいサイズを獲っていただきたいというのが希望です。

ありがとうございました。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加の委員の方々、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に御意見ございませんようですので、まあじにつきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、まいわし太平洋系群について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 まいわし太平洋系群につきましては、昨年の資源評価の変更等に伴いまして、現行の漁獲シナリオ策定時に議論のベースとなった資源評価に大きな変更があったことから、漁獲シナリオの変更案もお示ししております。

まず初めに、まいわし太平洋系群の資源評価結果について福若部長から御説明をお願いいたします。

○水研機構浮魚資源部長 資料4-5、33ページを御覧ください。

まいわし太平洋系群の資源評価について御説明させていただきます。

まず、上のスライドの左、分布図を御覧ください。

本系群は、太平洋に分布するまいわしです。

この黄色で塗りつぶした産卵場を御覧ください。1990年代は四国沖から関東近海の各地の黒潮の内側に形成されていきました。近年の産卵量は潮岬以東で顕著でして、紀伊水道の西側での増加は見られていません。かつて1980年代の高加入期に見られた薩南海域、鹿児島県の南の海域ですけれども、ここの大規模な産卵場は、現在のところはない状況でござ

います。

右の図を御覧ください。

これは漁獲量の推移を示しております。2010年代に入ると増加になっておりますが、近年、赤で示した日本の漁獲と、灰色で示したロシアの漁獲、黄色で示した中国の漁獲を足したものがちょうど半々ぐらいになっております。2020年の日本の漁獲が56.1万トン、ロシアの漁獲量が26.7万トン、中国の漁獲量が28.8万トンとなっております。

下のスライドを御覧ください。

資源量指標値を示しております。資源量指標値というのは、資源の量を示すような調査結果です。

上の図が、親魚量の指標となる産卵量を示しております。近年増えてはいますが、これは東北から関東近海から潮岬までの産卵量が増えている状況でございます。

下の図を御覧ください。これは加入量、ゼロ歳のまいわしの指標となる調査の結果です。近年の結果は、2010年以降に比較的高い値を示しております。

次のページを御覧ください。

上のスライド、左の図です。

先ほどの漁獲量と資源量指標値から推定いたしました資源量をオレンジ色、親魚量を灰色、加入量を青色の線で示しております。資源量は2010年以降増加傾向で、2022年は491.4万トンでした。親魚量も増加傾向で、2022年は240.5万トン、加入量も近年良好で、2022年は582億尾と推定されております。

右の図を御覧ください。

年齢別漁獲尾数です。下の図が近年を拡大したものですけれども、青色のゼロ歳とオレンジ色の1歳で占められております。近年は2歳以上も増加しつつあります。

下のスライドを御覧ください。

左の図が再生産関係を示しております。まいわしは、非常に加入がよかった時期と加入が通常の時期に分けて再生産関係を推定しております。高い加入のときを青い線、通常の加入期を赤い線で示しております。2022年は左の下の方、「2022」と書いてある点です。点が三つ並んでいるところの一番下ですが、現在は通常加入期よりは高い加入が続いておりますが、高加入か通常加入かどちらかに分類しようとする、通常加入の方に入るのかなと考えております。ただ、最近は通常加入よりも高い加入が続いております。

しかし、加入は高いんですが、親魚量の増加は最近、止まってきている状況でございます。

す。これは成長の悪化が関係しております。まいわしがよく成長できない状況です。このことから、我々は、青い線で示したような非常に高い加入が今後すぐに実現できるとは考えていないところでございます。

したがって、この赤い線の再生産関係に基づいた管理基準値と禁漁水準が既に提案されております。

この曲線のピークになるところが最大持続生産量となる平均漁獲量——MSYですけれども、これが38.9万トン。緑色の矢印を下に延ばしたところがMSYを実現する親魚量となりまして、118.7万トン。これが目標管理基準値となっております。2022年の親魚量は240.5万トンですから、目標管理基準値を上回っております。

次のページを御覧ください。

上のスライドです。

左の図、神戸プロットを示しております。2022年の値は、親魚量はMSY水準よりも上ですけれども、漁獲圧もMSY水準よりは高くなっている状況でございます。

右の図を御覧ください。

これまでの漁獲管理規則では、MSY水準での漁獲圧—— F_{msy} に乗じる調整係数 β は0.85と定められておりました。

下のスライドを御覧ください。

その β 0.85に基づく漁獲をした場合の将来予測です。左が親魚量、右が漁獲量の将来予測です。赤線が漁獲管理規則に基づく将来予測ですが、親魚量はMSY水準よりも高く、将来漁獲量はMSY水準に近づいていくという状況です。

徐々にMSY水準に近づいておりますが、これは、将来予測に最近の高い加入を反映させるためにバックワード・リサンプリングという方法を用いているためです。すなわち、先ほど再生産関係のところでも申しましたが、最近は通常加入期よりも高い加入が続いておりますので、近い将来は高い加入が続くだろう。ただ、遠い将来になると分からないので、その加入量を徐々に落としていくといった仮定を用いて計算しております。したがって、徐々にMSYに近づいていく状況になっております。

次のページを御覧ください。

このような仮定に基づきまして将来の平均親魚量、表1、それから将来の平均漁獲量、表2の値を計算いたしました。この漁獲シナリオでは2024年以降は β 0.85となっておりますので、赤枠で囲っております。表2の2024年の赤枠で囲まれたところは68.2万トンとな

りまして、 β 0.85のABCですと68.2万トンとなります。これは中国、ロシアの外国漁船の漁獲も含めた値となっております。

この漁獲シナリオに従いますと、表1の一番右ですが、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は100%となります。

下のスライドを御覧ください。

これは水産庁さんからの要望に基づいて計算いたしました β 1以上も含む将来の親魚量、将来の漁獲量の試算結果です。

例えば一番上、 β 1.3で漁獲したとすれば、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は85%となります。

表5には、それぞれの β に対応する算定漁獲量が計算されております。

次のページと次の次のページには、先ほど御説明いたしました将来予測における高い加入量の反映方法と、近年の気候だとか海洋環境だとか産卵場の情報の資料を付けております。今日は時間の関係で御説明は割愛させていただきますが、もし御興味があれば御質問いただければ幸いです。

私からの説明は、以上です。

○資源管理推進室長 続きます私から、まいわし太平洋系群に関する資源管理基本方針の変更と、令和6管理年度のTAC設定及び配分案について御説明いたします。

まず、基本方針の変更につきまして、資料3-2を御覧ください。

まいわし太平洋系群につきましては、別紙2-6の変更が二つございます。一つ目は変更事項3で、さんま、まあじと同様に配分の基準年を更新するものでございます。二つ目は漁獲シナリオの見直し、変更事項5でございます。

資料3-2、通しで23ページを御覧ください。

変更事項5でございます。

まいわし太平洋系群につきましては、現行の漁獲シナリオは令和2年のステークホルダー一合の取りまとめを踏まえたものでございますが、漁獲圧力につきまして、令和3年から令和5年までは β を1.2、令和6年から令和13年は0.85とするというシナリオになっております。これにつきまして、昨年の資源評価において最新の科学的な知見に基づき資源評価の方法の一部変更が行われまして、その変更した資源評価の結果、令和2年の漁獲シナリオ策定時のベースとなった評価結果と比べて、将来予測における目標管理基準値の達成確率等も変更となった状況でございます。

資源管理基本方針の本則第9においては、資源管理基本方針についての検討をおおむね5年ごとに行うこととしておりますが、こうした資源評価の変更を受けまして、今年9月に資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合を開催いたしまして、漁獲シナリオの変更について関係者から意見を聴くことといたしました。

このステークホルダー会合においては、最大持続生産量を達成する漁獲圧の水準に乗じる係数、いわゆる β について、現行のシナリオと同じ1.2を令和7年まで継続するという案をお示しいたしましたが、1.3への変更を支持する意見が多数ございました。このことから、パブリック・コメント手続は、この1.2と1.3の2案を併記して実施いたしましたところ、12件の意見が寄せられましたが、いずれも β は1.3とすべきというものでございました。これを受けまして検討した結果の案を、本日お諮りしているものでございます。

変更の内容につきましては、資料24ページ、(2)変更の内容の表のとおりでございます。令和6年から令和7年までは令和5年の資源評価の結果を踏まえて β を1.3とする。ただし、毎年の資源評価の結果、当該期間及び令和8年のいずれかの年の親魚量が目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直すこととするというものでございます。

TACの設定については、資料4-11を御覧ください。資料4-1から始まる綴りの61ページにございます。

TACの案は、今し方御説明しました本年9月に開催されたステークホルダー会合での取りまとめ、それからパブリック・コメントの結果を踏まえて見直した、基本方針別紙2-6のシナリオ案に基づいて算定されたABCとするというものでございます。 β を1.3とするということで、これによりまして令和6管理年度のTACは97万1,000トンとする案としております。

次のページに配分の案について記載しております。

配分の考え方は前年と同じでございまして、15%を国の留保とすることと、先ほどの変更事項3にございましたように漁獲実績の基準年は令和2年から4年までとしますが、漁獲実績の比率に基づいて大臣管理漁業及び都道府県に配分するというものでございます。

具体的な配分案は、63ページに載せております。

知事管理分について数量が明示されるのは、上位8割に入る都道府県と数量明示を希望する都道府県で、北海道、岩手県、宮城県、三重県、宮崎県となっております。大臣管理区分につきましては、大中型まき網漁業ですけれども、漁獲割当てによる管理を行う区分

と総量による管理を行う区分の二つがございます。先ほど御説明しましたさんまと同様に、I Qによる管理を行う区分におきましては当初時点で留保から一定の上乗せ配分をすることとしておりますので、この上乗せした後の数量を括弧書きで示しております。

すみません、資料4-1の8ページを御覧ください。

ここでお詫びと訂正がございます。先ほど説明した内容の数量の告示の案がございます。8ページの下段、大臣管理区分の2段目に（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）、その下に（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）と書いてございますが、右側の数字、30万5,800トン、35万9,600トン、申し訳ありません、上下逆に書いてしまっておりますので、訂正いたします。上段の漁獲割当てによる管理を行う管理区分が35万9,600トン、漁獲量の総量の管理を行う管理区分が30万5,800トンでございます。申し訳ございません。

私の説明は以上でございます。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

○東村委員 β を1以上にすることについてですけれども、結果的には今、資源がいっぱいあって、それを有効に活用するという数字が出ているので、その点については反対も全くなくて、むしろ合理的な判断かなと思うんですけれども、 β というのはMS Yの計算を間違えたりしたときのリスクを考えて、0.8ぐらいから、魚種によって0.8よりちょっと上だったり下だったりというものだという説明を最初に受けている——最初というか、私、ずわいがにの会議に出たことが多いんですけれども、さばの会議等でも説明されていたので、ここで1以上というのが出てきたときに、例えばですけれども、万が一、何かの要因でまいわしがすごく減ってしまった場合、獲り過ぎ等ではなく。そこで「1.1以上にしたからこんなことになったんだ」という話にひとり歩きしないかなという懸念を感じて、何かもうちょっといい説明はないものかしらと思って聞いていました。

結果の数字は賛成です、もちろん。有効利用していますから。何か腑に落ちないという感想ですね、意見というより。よろしくお願ひします。

○山川部会長 これは福若部長でしょうか。

○水研機構浮魚資源部長 どうもありがとうございます。

まず、 β を1以下にするのは資源評価の計算が間違えているからということではなく、資源評価しますと当然推定値にも誤差がございます。それから、将来予測するときにはど

うしても再生産関係に基づいて加入量を入れていますので、本当に100%将来を推定できるかといったら、100%推定できないわけですよね。だから将来の不確実性を考慮いたしまして、そういうものも加味いたしまして長い期間シミュレーションいたしますと、もし高い加入とか低い加入が起こってしまってもMSY水準を維持できるということで、やや不確実性があってもちょっと安全ですよという意味で、調整係数として1よりも低い値を掛けている状況でございます。

まいわしの現在の β を1より上に設定するという事は、どういうことを目指しているかという、私自身、考えますと、MSYというのは今、申し上げたように、高い加入が起こっても低い加入が起こっても、非常に長い期間平均いたしますと平均漁獲量が高くなるといった管理の方策と考えています。ただ、現在、まいわし太平洋系群は資源状態が非常にいい状況ですので、将来、資源状態がいいと親魚量も多いので、その親魚量を、MSYで管理しますと徐々に徐々に減らしていくわけですよね。ところが、 β を1以上にすると割と早めに獲ってしまって、割とすぐにMSY水準に近づいていく。すなわち β を1以上にするというのは、来年の漁獲を比較的高く設定することによって2年後、3年後、4年後、5年後の漁獲の機会を少し減らしていることになります。

ただ、直近の漁獲に関して、将来得られる10万トンよりも今年得られる10万トンの方が確実に価値は高いですね。したがって、 β を高い値としても安全であれば、MSY水準よりも十分高い資源量であれば直近の漁獲を高くしても資源にとっては安全であると私は理解しております。

○東村委員 私自身、MSYは資源管理の目安だと思っていますので、1以上というのがあること自体はびっくりしましたけれども、何かすごく現実的な運用をされているんだなということは、腑に落ちるはすごくあります。

丁寧にもありがとうございます。

○青木委員 先ほど説明していただいた資料4の36ページの下の方、 β 1以上の試算結果というこちらを見てみると、目標管理基準値118.7万トンを今、もう既に上回っています、 β 1.3でも2031年には85%の確率で上回るだろうと。これは今まで見てきたほかの魚種ですと50から60%ぐらいの確率の β を取っているんですけども、今回1.3でも85%という数字ですので、問題ないのかなと。逆に自然死されていくよりは漁獲機会を作った方がいいのではないかなと思います。全部獲れないとしてもですけども。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加いただいている委員の方々は。

特に御意見ないということですので、まいわし太平洋系群につきましては原案どおり承認していただいたということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 異議がございませんので、そのようにいたします。

○水研機構浮魚資源部長 先ほどのまあじに対する質問の回答が来ましたので、御紹介させていただいてもよろしいでしょうか。

○山川部会長 よろしく願いいたします。

○水研機構浮魚資源部長 先ほどまあじ対馬暖流系群に対する御質問を頂きまして、どうもありがとうございました。

大下副部長はちょっとマイクの調子が悪くて、お返事できなくて申し訳ございません。

対馬暖流系群でも、1歳魚で20センチ弱というのは太平洋系群と変わらない状況でございました。対馬暖流系群が漁獲される西日本の方では、まあじのゼロ歳魚でも1歳魚でもスーパーなどでよく見るサイズですという回答でございました。

どうもありがとうございました。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、まいわし対馬暖流系群について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 まいわし対馬暖流系群につきましても、まず、資源評価の結果について福若部長から御説明をお願いいたします。

○水研機構浮魚資源部長 では、まいわし対馬暖流系群について、資料4-6、資料4の綴りの39ページを御覧ください。

まいわしの対馬暖流系群は、東シナ海から日本海に分布する群れとなります。

上のスライドの図1を御覧ください。

産卵場は、日本海から東シナ海の沿岸となります。

下の図、漁獲量の推移ですが、1980年代から90年代の非常に高かった状況から大きく減少いたしまして、近年は増減しながら0.9万トンから8.5万トンで推移しておりまして、2022年は7.1万トンとなっております。

右の図は、年齢別漁獲尾数を示しております。下の方は近年を拡大したのとなってお

ります。年によって年齢組成も大きく変動がありまして、近年ではゼロ歳から2歳を中心に構成されております。

下のスライドを御覧ください。

左が資源量指標値となります。資源量指標値というのは、親魚の指標となります産卵量、これをオレンジで示しております。それから漁獲されているサイズのまいわしの資源の指標値となります石川県の中型まき網のCPU E、それから島根県の中型まき網のCPU Eを示しています。全ての指標値で2010年以降、変動しながら増加傾向を示しております。

右の図は、先ほどの年齢別漁獲尾数と資源量指標値から推定した資源量と年齢別資源尾数を示しております。資源量を緑の線で示しております、下の図は近年を拡大した図になっております。2004年以降、青色で示された加入量、ゼロ歳の資源量が多くて、資源は増加に転じております。2022年の資源量は75.3万トンとなっております。

次のページ、上のスライドを御覧ください。

左の図、まいわし対馬暖流系群の再生産関係も、通常加入期と高加入期に分けてホッケー・スティック型の再生産関係を推定しております。現在、2022年は左下に点が打たれております。そういうことで赤い太線の通常加入期を仮定いたしまして、右のMS Yを推定しております。最大持続生産量——MS Y 33.8万トンを実現する親魚量は109.3万トンとなりまして、これが目標管理基準値となっております。

MS Yの60%の漁獲量が得られる親魚量は、限界管理基準値といたしまして46.5万トンとなっております。2022年の親魚量は38.6万トンですので、限界管理基準値を下回っております。

では、下のスライドを御覧ください。

左の図が神戸プロットを示しています。神戸プロットの見方は先ほどと同じです。右の斜め上に示したのが原点付近の拡大図ですが、その右側、やや下の方に2022年があります。この2022年の親魚量は限界管理基準値を下回っておりますが、漁獲圧はMS Y水準よりも低くなっております。

右の図を御覧ください。

MS Yに乗じる調整係数は、 β が0.75となっております。

次のページを御覧ください。

上のスライドは、この漁獲管理規則に基づく将来予測を赤線で示しています。左が将来の親魚量、右が将来の漁獲量を示しております。赤い漁獲管理規則に基づく漁獲を続けま

すと、将来の親魚量はM S Y水準を上回るように回復する。将来の漁獲量はM S Y水準に近づいていくと予測しております。

下のスライドを御覧ください。

表1は、調整係数 β 0.75を用いた漁獲管理規則で漁獲を行うとして計算した将来の平均親魚量、表2が将来の平均漁獲量になります。赤枠で囲ったところが漁獲シナリオですので、2024年のところを見ていただきますと、2024年のA B Cが22.2万トンとなります。

表1の、赤枠で囲ったところの黄色の部分を御覧ください。

100%となっておりますけれども、これが2031年に親魚量が限界管理基準値を上回る確率。オレンジ色のところは2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率で、66%となっております。

私からの説明は、以上です。

○資源管理推進室長 続いて、まいわし対馬暖流系群に関する資源管理基本方針別紙の変更と、令和6管理年度のT A C設定及び配分案について御説明いたします。

まず、基本方針別紙2-7の変更ですけれども、資料3-2の変更事項3でございます。都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新ということで、さんま等と同じ内容のものでございます。

令和6管理年度のT A Cの設定及び配分につきましては、資料4-12、資料4-1から始まる綴りの65ページを御覧ください。

T A Cについて、設定の考え方は前年と同じでございます。令和2年に開催されましたステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえて、資源管理基本方針別紙2-7に定められた漁獲シナリオで算定されたA B CをT A Cとするということです。

漁獲シナリオの内容は、(2)に記載しております。漁獲圧力につきましては、令和6管理年度から調整係数 β を0.75とすることとされております。これによりまして、令和6管理年度のT A Cは22万2,000トンとする案でございます。

配分につきましては、66ページでございます。

まず、(1)留保でございます。令和5管理年度においては国の留保の割合を30%としておりましたが、T A Cが前年から約8万トン増加することを考慮しまして、数量として前年並みを確保するというので、国の留保は20%としております。

そのほか、過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて配分するというので、基準年を令和2年から令和4年に更新しております。

具体的な配分の案は、67ページにあります。

大臣管理区分は大中型まき網漁業、知事管理分、都道府県は石川県、島根県、長崎県が数量明示ということで、記載の数量となっております。令和6管理年度は新たに長崎県が数量明示となっております。これは基準年を変更したことに伴うものでございます。

それから、これまでさんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群の令和6管理年度のTAC設定及び配分に関して御説明しましたが、資料4-1の1ページにお戻りください。

諮問文の「また、」と書いてある二つ目の段落でございます。漁獲可能量の変更に係る配分及び留保からの配分等について、別紙2の取扱いとしたいと書いております。

13ページにございます別紙2を御覧ください。

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群の令和6管理年度のTACの設定・配分につきましては、今回のこの諮問を経て行うということでございますが、その後の配分数量の変更に関しまして、こういう場合にはこういう形で留保からの追加配分等を行うということで、農林水産大臣の裁量を発揮されない機械的なものにつきましては事後報告とさせていただきたいということについて、毎年TACを設定、配分する当初時点であらかじめお諮りするものでございます。

内容といたしましては(1)にございますが、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群につきましては、国の留保からの配分について、あらかじめ計算した方法、75%ルールと呼ばれておりますが、これに則り漁獲量の配分を変更する場合ということです。

75%ルールとは何かにつきましては、資料があちこち飛んで申し訳ありませんが、資料7の5ページ以降に参考として、発動要件や計算式を記載しております。簡単に申し上げますと、数量の配分を受けた都道府県において、その配分の消化率が75%を超えた場合——80%、85%、90%の場合もございますが——その超えた日の直近の漁獲実績、1日当たりの漁獲量を引き延ばして、翌月の分まで不足する分を留保から追加で配分するというものでございます。

資料4-1の別紙2にお戻りいただいて、13ページの(2)ですが、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群につきましては、国の留保からの配分につきましては、大臣管理区分と数量明示で配分を受けている都道府県の関係者間で留保からの配分について合意形成があり、その合意形成に基づいて配分を変更する場合、こういったケースでございます。

(3)は、都道府県間または大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により数量の融通を行うことによってTACの配分数量を変更する場合。

(4)は、まいわし太平洋系群とさんまについてでございますが、こちらはIQによる管理を行っている区分がございます。同じ漁業種類で時期を区切っている関係で、その時期が終わって未利用の分をIQ管理区分から総量管理区分、あるいはその逆、に繰り入れる場合、その配分の変更につきましては事後報告とさせていただいているものですが、本年もにおいても同様に、事後報告とさせていただきたいということでございます。

説明は以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問をお願いします。

○井本特別委員 御説明ありがとうございました。

TACの配分についてはないんですけども、本系群の大臣許可の状況について少し御説明させていただきます。

ステップアップのところで青木委員も少し触れられた部分がありますが、まいわしの対馬系群、さば類も同様ですけれども、現在、資源が急速に回復傾向にあるということで、当初配分時点から枠が大幅に不足していたほか、今回、九州西海区で記録的な漁獲の積み上がりがありまして、漁期当初から漁獲制限を行って管理してきたにもかかわらず、枠が逼迫している状況でございます。国留保の配分であるとか石川県さんからの融通ということで、今日の最後の報告にもあると思うんですけども、何とか現状しのいでいる状況でございます。

ただ、私たちはこの状況が来漁期も継続すると見ておまして、先ほども永田室長から75%ルールとか関係者合意による留保の配分の御説明を頂いたんですけども、現行のルールでは対応し切れない状況が出てくるのではないかとということで、非常に危惧しております。是非とも早急に不足する部分の運用改善に向けて検討を進めていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山川部会長 永田資源管理推進室長、御意見賜ったということでよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 はい。

○山川部会長 では、よろしくお願いたします。

ほかにごございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々は。

特に御意見がなければ、まいわしの対馬暖流系群につきましては、原案どおり承認していただいたということによろしでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 異議がないようですので、そのようにいたします。

続きまして、かたくちいわし対馬暖流系群とうるめいわし対馬暖流系群について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 かたくちいわし対馬暖流系群とうるめいわし対馬暖流系群につきましては、令和6年1月からのTAC管理開始に向けて、先ほど資源管理基本方針本則の変更で御説明したステップアップ管理の対象種としているということで、共通する部分もありますので、一括して御説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましても、まず初めに資源評価結果について福若部長からお願いいたします。

○水研機構浮魚資源部長 資料4-7、資料4の綴りの43ページを御覧ください。

まず、かたくちいわし対馬暖流系群の御説明からさせていただきます。

上のスライドの図1を御覧ください。

本系群は、東シナ海から日本海側に分布する群れとなっております。ただ、この分布域に関しましては、沿岸域から沖合域までかなり広範囲に及ぶと考えております。

図2を御覧ください。

これは漁獲量の推移です。1990年代には多かったです、それから減少しております、2022年の漁獲量は3.8万トンでした。

右の図を御覧ください。

年齢別漁獲尾数です。青色で示したゼロ歳魚、オレンジ色で示した1歳魚を中心に構成されております。なお、この年齢別漁獲尾数には、しらすの漁獲量は含まれておりません。

下のスライドを御覧ください。

左の図が、資源量指標値となっております。親魚量の指標となる産卵量をオレンジ色で示しております。それから、漁獲対象資源の指標となると考えられる長崎県における中小まきの標準化C P U Eを灰色で示しております。2022年の産卵量は前年から大きく減少いたしました、長崎C P U Eは前年から微増でありました。

次に右の図、年齢別漁獲尾数と資源量指標値から計算いたしました資源量を線グラフで示してあります。それから、年齢別の漁獲尾数を積み上げの棒グラフで示してあります。

資源の年齢組成を尾数で見ますと、青で示したゼロ歳魚を中心に構成されていることが分かります。線グラフで示しました資源量に関しましては、2022年の資源量は10.7万トンとなっております。ちなみに、この資源量にはしらすは含まれておりません。

次のページをお願いいたします。

上のスライドの左の図、再生産関係を御覧ください。

青線で示したホッカー・スティック型の再生産関係を推定しております。2022年は、ちょっと見にくいですが、左上にあります。

右の図は、この再生産関係から推定しました最大持続生産量——MSYを示しております。この曲線のピークになったところがMSYになりまして、5.1万トン。そこから緑色の矢印で下に延ばしたところがMSYを実現する親魚量——SBmsyとなりまして、目標管理基準値として提案させていただいております。それから、その緑色のMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、黄色の矢印が限界管理基準値で、この限界管理基準値案を3.2万トンと提案させていただいております。それから赤の部分、MSYの10%に相当するところの親魚量を禁漁水準案として、0.4万トンと提案させていただいております。

2022年の親魚量は4.7万トンですから、目標管理基準値案を下回っておりますが、限界管理基準値案を上回っております。

下のスライドを御覧ください。

左の図、神戸プロット。これは2022年は左上、赤いところに入っております。

右の図を御覧ください。

漁獲管理規則案といたしましては、研究機関からは調整係数を $\beta 0.8$ と提案させていただいております。

次のページをお願いいたします。

上のスライドは、赤線で示したのが漁獲管理規則案、 $\beta 0.8$ に基づく将来予測です。 $\beta 0.8$ とした場合には左の将来の親魚量は一旦増加しますが、MSY水準付近より上で安定する。右の図の将来の漁獲量に関しましては、一旦増加した後、MSY水準で安定すると予測しております。

下のスライドをお願いいたします。

上の表は、 β の値を0.7から1の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧の場合の平均親魚量、下の表は、平均漁獲量の推移を示しております。

上の表の、一番右の黄色いところを御覧ください。2034年に親魚量が目標管理基準値を

上回る確率に関しましては、 β が1.0のときは45%、 β が0.9のときは51%となっております。

次のページを御覧ください。

上のスライドは、本資源の管理方策をめぐる議論を踏まえた水産庁さんからの御依頼によりまして、ゼロ歳から1歳の若齢魚の漁獲量の最大化を目標とした場合に、漁獲管理規則案を適用したときの将来予測結果を示しております。

まず、左の図の真ん中辺に「MSYの97%」と書いてありますが、ゼロ歳、1歳を最大化したときの平均漁獲量はMSYの97%となりました。それを実現する親魚量は、「SB97%msy」と書いてありますが、それが下の表の左から2番目に書いてあります6.8万トンになります。

右の図を御覧ください。

神戸プロットの中に97%MSYの線を描き込んだ図になります。黄色の破線で示したところがSB97%msy、漁獲圧の97%MSYです。

下のスライドを御覧ください。

表3は、ゼロ歳、1歳の漁獲量の最大化を目標とした場合に漁獲管理規則案——F97%msyを適用したときの将来の平均親魚量、表4がそのときの平均漁獲量を示しております。

β に関しましては、0.8から1をF97%msyに掛けた漁獲圧で漁獲したときの推定結果になります。その場合には、上の表の一番右、黄色で塗りつぶしたところを御覧ください。2034年に親魚量がSB97%msyを上回る確率といたしましては、 β 1のときが47%、0.9が53%となります。 β が0.9以下であれば2034年に50%以上の確率でSB97%msyを達成すると予測しております。

次のページをお願いします。

先ほどの、ゼロ歳、1歳の弱齢魚の漁獲量を最大化することを目標として漁獲管理規則案を適用したときのリスクを評価いたしました。

上の表が、将来の親魚量がSBmsy、MSY水準を上回る確率になります。そのときには2024年には β 0.8から1まで90%と高い数値になっておりますが、それをどんどん将来に延ばしていくとSBmsyの達成確率が低くなります。

表6は、将来の親魚量がSB97%msyを上回る確率になります。これに関しては先ほど示したとおり、 β が1だと2034年に47%、 β が0.9では53%となります。

表7を御覧ください。

F97%msyで管理した場合、若しくはFmsyで管理した場合に、10年間に1度でも親魚量が限界管理基準値案を下回るそれぞれの確率を示しています。F97%msyで管理した場合は左の表になります。Fmsyで管理した場合は右の表になります。

そうしますと、F97%msyで管理した場合には限界管理基準値案を下回る確率が大幅に大きくなっていることが読み取れます。F97%msy、 β 0.8で管理した場合には、10年後にSB97%msyを達成する確率は59%であるものの、SBmsyの達成確率が34%まで減少する。

また、親魚量が限界管理基準値案を下回る確率が大幅に増加することが示唆されております。

うるめいわしも続けて説明させていただきます。

資料4-8を御覧ください。49ページになります。

うるめいわしの対馬暖流系群。

上のスライドの分布図を御覧ください。

本系群は、日本海から九州西岸に分布するうるめいわしです。先ほどのかたくちいわしと異なりまして、うるめいわしは沿岸域での分布が多いと考えております。

図2、漁獲量の推移を御覧ください。

大きく変動しております。2022年は4.2万トンでした。

右の図、年齢別漁獲尾数の推移を御覧ください。

積み上げ棒グラフで青で示したのがゼロ歳魚、オレンジ色で示したのが1歳魚になります。このゼロ歳魚の青とオレンジ色の1歳魚が主体で、2歳以上が占める割合は少なくなっております。

下のスライドを御覧ください。

左の図、推定された資源量、オレンジ色ですね。灰色の親魚量、青色の加入量を示しております。資源量は2003年以降増加しておりまして、2022年は9.1万トンと推定しております。加入量、ゼロ歳魚の資源尾数になりますが、2022年は33億尾と推定しております。親魚量は直近5年間で見ると横ばい傾向で、2022年には7.2万トンとなっております。

右の図、年齢別の資源尾数を推定したのですが、これは青色のゼロ歳魚の占める割合が高くなっております。

次のページを御覧ください。

上のスライドです。

左の図が再生産関係を示しております。青色の線、ホッケー・スティック型の再生産関係を推定しております。

この再生産関係に基づいてMSYを計算したものが右の図になります。曲線の最大値のところがMSYでして、3.5万トンとなっております。その緑色の矢印をずっと下におろしまして平均親魚量にぶつかったところ、これをMSYを実現する親魚量としまして、5.4万トンと計算されております。これを目標管理基準値案として提案させていただきます。

限界管理基準値案はMSYの60%に相当する親魚量、これが1.8万トン、それから禁漁水準案といたしましてはMSYの10%に相当する親魚量、0.2万トンを提案させていただきます。

2022年の親魚量は7.2万トンですから、目標管理基準値を上回っております。

下のスライドを御覧ください。

左の図が神戸プロットです。2022年は親魚量はMSY水準より大きいですが、漁獲率はMSY水準を上回っております。

右の図を御覧ください。

漁獲管理規則案といたしましては、MSYを実現する漁獲率に乘じる調整係数、 $\beta 0.8$ を研究機関としては提案させていただきます。

次のページを御覧ください。

上のスライドです。

漁獲管理規則案として $\beta 0.8$ の場合の将来予測を赤線で示しております。左が将来予測の親魚量、右が将来の漁獲量の予測を示しております。 $\beta 0.8$ で漁獲した場合、今後、親魚量は大きく増加しますが、その後、MSY水準に近づいていくという予測としております。また、漁獲量は一旦大きくなった後、MSY水準に近づいて安定すると予測しております。

下のスライドを御覧ください。

上の表は、 $\beta 0.7$ から1.0の範囲で漁獲した場合と現状の漁獲率の平均親魚量の将来予測をしたものです。下の表は、平均漁獲量の将来予測をしたものとなります。 $\beta 0.8$ とした場合には、2024年の平均漁獲量は4.4万トン。

上の表の一番右を御覧ください。黄色で塗りつぶしたところを御覧いただきますと、 β

0.9のときが48%、 β 0.8の場合は54%となっております。

私からの御説明は、以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、資源管理基本方針の変更と令和6管理年度のTAC設定及び配分案について御説明いたします。

資料3-2の変更事項6になります。

右下のページで言うと26ページでございます。

かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群について、両資源に関するステークホルダー会合での検討、取りまとめを踏まえまして、令和6年1月からのTAC管理、ステップ1の開始に向けて、資源管理基本方針の別紙2に新たに追加するというものでございます。

告示の案につきましては、資料3-1の別紙として通し番号8ページ以降に付けておりますが、概要として、資料3-2の27ページの表で御説明いたします。

この表を見ていただくと分かるかと思いますが、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、おおむね同様の内容としているところでございます。左側が別紙2-39として、かたくちいわし対馬暖流系群、右側が別紙2-40として、うるめいわし対馬暖流系群でございます。

先ほど説明いたしましたステップアップ管理の対象であることを、この別紙にまず明記することとしております。

それから左側、かたくちいわしにつきましては、括弧書きで（体色が銀色のもの）と書いてございます。これはしらすを対象から除くという意味でございます。

資源管理の目標につきましては、先ほど資源評価の御説明にありましたとおり研究機関から提案のあった数値でございますが、かたくちいわしの目標管理基準値につきましては、漁業の実態等を踏まえまして「最大持続生産量を達成するために必要な親魚量」ではなく「0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量」ということで、6万8,000トンとしております。

漁獲シナリオにつきましては、いわゆる β ですけれども、かたくちいわしにつきましては、0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値、うるめいわしにつきましては、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値としております。

対象となる漁業、都道府県でございますけれども、大臣管理漁業につきましては大中型

まき網漁業、都道府県につきましては、秋田県から日本海側をずっと下ってきまして九州、沖縄県までという範囲でございます。

配分基準につきましては、ステップアップのステップ1の期間は目安としても定めず内数という形でお示しするので、基準は定めませんが、ステップ2を開始する前には、その目安としての基準を定めることとなります。

TAC報告の期限ですが、既存のTAC魚種と同様に、陸揚げした日の属する月の翌月の10日までということでございます。

TACによる管理以外の手法ですが、先ほどかたくちいわしにつきましては、しらすを対象から除くと申し上げましたが、管理の前提として、しらすについては現状の漁獲圧が続くことを前提としておりますので、しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する努力量を現状より増加させないよう努めるという規定を置くこととしております。

そのほか両資源に共通するものとして、資源管理協定の締結促進を入れております。

一番下のその他でございますが、ステップアップの考え方について、この資源について想定しているスケジュールということで、我々の目指すスケジュールを書いてございます。「ステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度からステップ3を開始することを目指す」と書いてございます。

これらの資源につきましては、対象となる主な漁業が既存のTAC魚種のTAC管理に取り組んできているなど一定の取組が進んでいるということで、ステップ1及び2の期間として2年間を想定して、これを目指して取り組んでいくということは、これまでも関係者の皆様に御説明してきているところです。ただ、先ほどステップアップのところでも御説明しましたが、実際ステップ3に上がるに当たっては、課題への取組について十分な進展があった場合ということで、ステークホルダー会合を開催して、そこで「これならばいける」となってからステップ3に行くということは、これまでも御説明してきているとおりでございます。

これらにつきましてパブリック・コメントを行いましたところ、3件の意見の提出がございました。主な内容としては、ステップ2、ステップ3の開始時期は具体的に記載すべきではないということと、ステップ3への移行時期は、かたくちいわしの太平洋の系群と同じにすべきといった御意見が寄せられております。開始時期を具体的に記載すべきではないという御意見につきましては、その他のところで「ステップ2は、令和7管理年度か

ら開始することとし、」という案でパブリック・コメントをかけておったわけですが、ここをステップアップの本則と並んで「想定し」という形で、私どもの目指す目標としての記述であることが明確になるように、記述を変えております。

また、10月16日にこれらの資源についてTAC意見交換会を開催しております。その場におきましてもパブリック・コメントと同様に、ステップ3への移行時期はかたくちいわしの太平洋系群と同じ時期にすべきという御意見を頂いており、それについて、この審議会の場で委員の皆様にご報告することを約束しておりますので、今、改めて御紹介させていただきます。

この太平洋系群との関係におきましては、まだ太平洋系群の方はステークホルダー会合での取りまとめができていない状況ではありますが、かたくちいわし全体としてこの取組を進めていくことは考えております。いつの時期にどう合わせるというところまで、スケジュールありきということをご明言することはできませんけれども、太平洋系群についても対馬暖流系群から大きく遅れることのないように、私どもも検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

令和6管理年度のTACの設定及び配分案について御説明いたします。

資料4-1から始まる綴りの69ページ、資料4-13を御覧ください。

まず、かたくちいわし対馬暖流系群についてです。

今し方、御説明しました基本方針別紙2-39のシナリオ案に従って算定されたABC、7万7,000トンをご令和6管理年度のTACとするという案でございます。

配分につきましては、ステップアップのところでも御説明しましたとおり、具体的な配分量は設定しないということで、大中型まき網漁業、それから各都道府県につきましても、TAC全体7万7,000トンの内数という形での設定とするものでございます。

うるめいわし対馬暖流系群につきましては、次のページ、資料4-14を御覧ください。

設定の考え方はかたくちいわし対馬暖流系群と同様にして、資源管理基本方針別紙2-40の漁獲シナリオ案に従って算定されたABC4万4,000トン、これを令和6管理年度のTACとするというものでして、配分についても同様に、大中型まき網漁業、それから関係都道府県、4万4,000トンの内数として設定するという案になってございます。

説明は以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら。

○井本特別委員 対馬系のかたくち、うるめの両魚種につきましては、大中まきでは主に混獲で漁獲される魚種となっております、ただ、漁場形成によっては専獲が行われることもあって、そのときそのときによって漁獲量の変動が大きい魚種となっております。

まず、これらの魚種の混獲状況や急な漁場形成によって、あじ、さば、いわしといった主要魚種の操業を止めることにならないよう、混獲のための規定だとか突発的な加入があった場合の規定等を早急に設けていただきたいと思いますと考えております。

また、ステップアップに関しましては先ほど御説明ありましたけれども、ステップ1と2を2年と想定されているということで、重ねてになりますけれども、こちらも年限を区切ることなく、漁獲情報の収集体制の整備とか漁業の実態を踏まえた管理手法の構築、その実効性についての確認と関係者の理解と納得、何度も申しますけれども、こちらを得るために事前検討と、漁業者の練習等々もしっかり行っていただきたいと思っております。

今回、かたくち、うるめが最初の追加魚種ということで、今後は後続の魚種についても追加されますので、こちらの対応のためにもしっかりと検証を行っていただくように重ねてお願い申し上げます。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

これにつきましても、御意見承ったということによろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 はい。

○山川部会長 では、よろしくお願ひいたします。

○及川委員 質問なんです、資料3-3の表でステップ1と2がちょっと近い……、内容的にはあまり大きく分けないよと言いながら、3か年になっていますよね。このかたくち、うるめの対馬は一挙に2年でやってしまうという理解でよろしいんですね。これよりなお1年短い目標というか、想定をされている理由をお願いします。

○資源管理推進室長 先ほど簡単に触れましたけれども、このかたくちいわし、うるめいわしの対馬暖流系群を主に漁獲されている漁業種類を見たときに、大中型まき網ですとか知事管理のまき網ということで、既存TAC魚種でのTAC管理に取り組んでこられた経験があるということで、全く初めてTACの数量管理に取り組む方が中心ではないということがございます。

そういったこと等を踏まえまして、何といたしますか、ステップ1で主眼としている情報収集の体制等については、比較的課題は、大きな問題はないのではないかと想定しております、我々の目指す目標として、ステップ1で2年間と想定しております。

○及川委員 ありがとうございます。

すみません、自分の理解が不十分だったらあれですけども、先般、かたくち、うるめの会議のときに、特にかたくちですか、煮干でしたっけ、あれを作る人たちが船から直接工場に行ってしまうと、できてくる製品の歩留まりから計算するという、今どき「え？」というような話がたくさん出ていて、その部分でそういう数量の把握がまだ確立できていない、これからいろいろ宿題なんだという話だったと記憶しているので、「非常にやりやすい状況だ」ではなく、このかたくち、うるめは意外と曲者の課題が残っているという理解だったんですけども、どうでしょうか。

○資源管理推進室長 おっしゃるとおり、煮干の原料として直接加工業者さんに行く部分があることは承知しております。そういった課題があることは私どもも認識しておりますし、そこについてどういう把握の仕方をするのか、あるいは製品からの換算が適切に行われるのかというところは、もちろんステップ1の課題としてございます。

そこは認識しておりますが、繰り返しですけども、目指す目標として2年間と考えているということとして、その2年間でまだ課題が残っている場合にはステップ3には進まないということも、繰り返しですけども、お話ししているとおりで。

○及川委員 この場合はやはり日本独特の、沿岸漁業で船からそのまま加工場へ入ってしまっていて把握できないという、それ自体がおかしいというわけではないけれども、やはり諸外国から見れば、これは何かもう古い、よく分からないスタイルでやっているよねと、一番言われるところだと思いますので、私は漁獲物の報告、漁獲量の把握の中では、これは逆にステップ1で最低でも丸一年間は漁獲報告を集めなければ、では、そこでどんな対応ができるのかということになるのではないかと。これは私の意見ですけども、簡単に半年後にもうステップ2だなというのはちょっと違うのではないかと、すみません、思います。

○山川部会長 御意見があったということで、よろしくお願ひいたします。

○東村委員 すみません、質問です。

かたくちでしたか、太平洋系群の方を同時にやらない理由と——そうですね、素人からすると同じ魚種なので、まあじ等のように一緒にやっていった方が自然に見えますけれども、例えば獲っている人が全然違うから違う扱いにした方がいいとか、理由があるなら教えていただければと思います。お願ひいたします。

○資源管理推進室長 T A C 導入に向けた検討は資源ごとに進めてきておりまして、系群が違うので会議の場の設け方とか対象になる地域が違ってくるところもあるので、

それぞれがプロセスを進めているということでやってきております。

もちろん私どもとしては、同じタイミングでステップ1スタートを目指してこれまで議論、検討を進めてきたわけですけれども、残念ながら太平洋系群については、まだそこについて御理解を頂くことができなかつたということでございます。

先ほども申し上げたとおり、同じかたくちいわし、あるいは煮干として同じようにマーケットに流れていく、競合してくる部分も当然あると思いますので、どちらかが進んでどちらかが遅れているというのは望ましい状況とは思っておりませんので、太平洋系群についてもなるべく遅れを取り戻すように、ついていけるようにしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

○山川部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○佐々木特別委員 対馬暖流系群の中で、しらすは対象から除くということですが、私の聞きかじりの本当に浅い知識なんですけれども、太平洋系群においてはしらすの漁獲量はかなりあると聞いています。しらすの漁業者さんたちも、私自身も知っていますし、たくさんいらっしゃることも存じています。

その中で、やはり太平洋系群もしらすを対象外にするという御方針なのかどうなのかをお伺いしたいんですけれども。

○資源管理推進室長 太平洋系群の議論の状況としましては、対馬暖流系群と同様に、TACという形で銀色になったものと同じ管理の中に入れるのではなく、そこからは外すということで考えておりますが、先ほども対馬暖流系群の方で御説明しましたとおり、そこは何もしないということではなく、TACを設定するに当たっての前提が、しらすについての漁獲圧を現状に保つことを前提としておりますので、数量という管理ではありませんけれども、今まで以上にしらすを獲る努力量を増やさないとこのところはやっていく方向で検討を進めています。

○佐々木特別委員 漁獲枠を定めるということは、いろいろな漁業者さんたちに制限を加えていくという御方針だと思うんですけれども、しらすの漁業者さんたちはそのまま、それ以外の方々だけ漁獲枠を設定していくというのは、客観的に見るとちょっと不公平感があるのではないかという印象があります。

また、しらすがたくさん獲られている地域でそれ以外の魚、つまりピラミッドの上位の魚が獲れなくなっている印象は、いろいろな漁業者さんだったり魚屋さんだったりから聞こえてきています。その中で、やはりしらすのTAC管理も考えていただいた方がいい

のではないかというのは、素人考えなんですけれども、私の意見です。よろしく願います。

○資源管理推進室長 しらすの漁獲がかたくちいわしの資源にどのような影響を与えているかというところは、なかなか難しいというか、TACという形で全体を同じようにやっていくのは難しいところがあるのかなと思うんですけれども、まずは努力量を今より増やさないとところから始めることとしておりまして、仮にかたくちいわしのTAC管理を進めていく中で、しらすの漁獲の部分が大きく増えているとかそういったことで問題が生じているとなってくれば、そこはしらすについても何か規制を強化することを考えていく必要があるのかなと思っています。

○山川部会長 よろしいでしょうか。

○佐々木特別委員 了解しました。でも、是非考えていただきたいというところだけ述べさせてください。お願いいたします。

○山川部会長 ほかにございますでしょうか。

○日吉特別委員 佐々木特別委員のおっしゃるとおりで、食物連鎖の一番下の方で非常に重要な魚だと思っております。是非御検討を。

○山川部会長 御意見承ったということで、よろしく願います。

ほかにございますでしょうか。

○川越特別委員 やはりステップアップについて、先ほどステップアップの変更のところでも文言の変更といったところで私もちょっと、賛成ではなかったんですけれども、やはりどうしてもここは、水産庁の提案された「十分な進展が得られた」ぐらいの文言の中でやられることは、このような意見が様々出てくる中でなかなか皆さん理解が得られないもので、改めてここで、回答はなくてもいいですから、承ってくればいいですので、やはりこの文言の変更を、「十分な進展が得られた」という簡単な表現ではなしに、やはり取組について十分検証して、進展が関係者から認められたと判断した場合というふうに、それぐらい入り込んだ文言に変更していただきたい。

「十分な進展が得られた」という、その判断基準が今、なかなか難しい。やはりステップアップでやる中に、こういう混獲魚種が資源対象となる部分については必ずこういう問題が出てくると思いますので、ここもまた検討をお願いしたい。文言を改めていただきたいと希望します。回答は要らないです。「承りました」でいいですから。

○山川部会長 では、強い御意見を承ったということで……

○資源管理推進室長 川越特別委員の御意見は分かりました。

考え方としては、おっしゃるとおり、この絵でも描いているとおり、ステップ2から3に上がるときにはステークホルダー会合をやりませし、この資源管理分科会にもお諮りするというプロセスを経ることになっています。

一方で、関係者の——という判断基準のところは、どう進めるかは、大臣の権限という法律の立て付け上、そこの判断を関係者に委ねる形になるものをここに書くことは、難しいところがあると思っています。

川越特別委員のおっしゃることは非常によく分かっていて、ステークホルダー会合で関係者の御意見を伺った上で「これならいける」となつてからやるというところは、そのように考えておりますが、「関係者が判断した場合」という言葉はちょっと難しいのかなというところは御理解いただければと思います。

○川越特別委員 そこはこちらも理解した上での発言です。

というのは、やはりもっと踏み込んだ文言がきちんと明記される場合ではないのかなど。現場の漁業者はそういうルールだとか制度に書いたものを基準にして判断するという中で、こういうことを実効性のあるようにやっていこうと思うときには、特に懸案となっているところの資源管理でステップ1、2、3と行く中で、やはりこの理解を得るためにはそれぐらいの文言は検討していただきたい。

今、私が言う文言そのままではなくてもいいですから、それを踏まえたような文言に変更して、明記して、漁業者が判断したから認めるのではなしに、やはり十分な判断と御理解を得て、その結果の下でこのような判断をしたという、その文言をしっかりと入れていくべきではないかということで、ひとつまた検討をお願いしたいと思います。

○山川部会長 この件につきましては今後、ステークホルダー会合だとかそういったところでの御説明ぶりに、こういった強い御意見があったということで反映させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

特に御意見がなければ、かたくちいわし対馬暖流系群とうるめいわし対馬暖流系群につきまして、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

これにて全ての諮問事項の審議が終了しました。事務局からほかにありますでしょうか。
○資源管理推進室長 ありがとうございます。

今後、本日御審議いただいた案について告示の改正の進捗を進めてまいります。その
手続の過程で原案に大きな変更が生じることとなれば、再度分科会に諮問いたしますが、
軽微な変更につきましては分科会長御了解の上で修正したいと考えておりますので、御了
承いただければと思います。

○山川部会長 そういったことで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、諮問第428号及び第429号について、確認のために答申書を読み上げます。

答 申 書

5 水 審 第 26 号

令和5年11月2日

農林水産大臣 宮下 一郎 殿

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文

令和5年11月2日に開催された水産政策審議会第127回資源管理分科会における審議の
結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認め
る。

記

諮問第428号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本
則並びにくろまぐろ（大型魚）、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群
及びまいわし対馬暖流系群の別紙2の変更並びにかたくちいわし対馬暖

流系群及びうるめいわし対馬暖流系群の別紙2の追加) について

諮問第429号 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群)に関する令和6管理年度における漁獲可能量の設定及び当初配分案等について

それでは、この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川部会長 続きまして、審議事項に入ります。

第16回及び第17回資源管理手法検討部会の結果について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料5-1から始まる綴りを御覧ください。

資源管理手法検討部会は、この会議の初めの方でも御説明しましたが、TAC魚種の拡大の候補魚種について資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合での議論に向けて論点、意見を整理するための部会です。部会の運営規則第2条で「部会は、その調査審議の結果を分科会に報告するものとし、分科会は、その結果を審議し、議決する。」とされております。

今回は、7月21日に開催いたしました第16回と、8月7日に開催いたしました第17回資源管理手法検討部会において取りまとめた論点、意見について事務局から御説明いたします。

こちらの案は、いずれもこの検討部会に出席された委員の方々に御確認いただいた後のものとなっております。

まず第16回、資料5-1です。

こちらは、サワラ日本海・東シナ海系群、それからトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、トラフグ伊勢・三河湾系群の三つの資源について検討を行ったものです。

これまでと同様に、漁獲等報告の収集について、資源評価について、資源管理について、ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項についての四つの項目に分けて整理したのとなっております。

まず1番、サワラ日本海・東シナ海系群についてです。

漁獲等報告の収集について。

管理銘柄別の漁獲情報等、資源評価・管理に必要な情報を収集できる体制の整備が必要。
自由漁業による漁獲や市場外流通、他県への水揚について把握する体制の整備が必要。
同一の報告内容となるTAC報告と漁獲成績報告書との一元化やICT化が必要。
数量管理に取り組んだ結果漁獲されなかった数量について把握する方法を検討すべき。
資源評価について。

資源評価に用いたデータ及び評価のプロセスについて、わかりやすく丁寧に説明してほしい。

漁獲の大半を占める中国や韓国の漁獲情報を用いた資源評価とすべき。

2系ルールの資源評価に基づく数量管理の導入には懸念があるため、資源評価の高精度化を進め、MSYベースの資源管理目標や将来予測を示すべき。また、資源評価の高精度化に係るスケジュールの見通しについても示して欲しい。

遊漁の採捕量を把握し、資源評価に組み込むべき。

資源管理について。

選択的に漁獲できない定置網漁業や混獲が主体であるまき網漁業の特性、また、急激な漁獲の積み上がりへの対応等を念頭に置いた、柔軟なTAC管理の方策を検討すべき。

中国や韓国とも資源管理について協議を行い、漁獲情報の共有等から始め、国際的な資源管理体制を構築すべき。

近年、曳き縄漁業などでサワラへの依存度が高まっていることを踏まえ、漁業経営や地域経済を考慮し、中長期的に安定したTACが設定される漁獲シナリオや柔軟なTAC管理の方策を検討すべき。

遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。

ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について。

資料は早めに公開し、会議での説明や資料は漁業関係者にわかりやすくしてほしい。

中国や韓国の漁獲が大半を占めるなか、我が国が数量管理に取り組む妥当性について示してほしい。

このような取りまとめの案となっております。

2番目が、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群。2ページにございます。

漁獲等報告の収集について。

デジタル化の進展等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。

漁協、市場出荷については把握が可能だが、市場外流通や遊漁の数量を把握する方法を検討すべき。

資源評価について。

資源評価に用いたデータと、資源評価プロセスについて、わかりやすく丁寧に説明すべき。

経済的価値を踏まえた暫定的な管理目標を設定した場合の将来予測シナリオも示すべき。

海洋環境の変化に伴う漁場形成の変化を考慮すべき。

従来の分布域外の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。

資源管理について。

漁業者間で不公平とならないように平等な資源管理体制を構築する必要がある。

遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。

漁業経営だけでなく加工・流通業等周辺産業にも考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。

混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。

漁獲努力量による管理や栽培漁業を含めた包括的な管理体制を検討すべき。

仮に環境変化等の要因により厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援体制を整備すべき。

ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について。

ステークホルダー会合での説明や資料は漁業関係者に理解が得られるようにわかりやすくして欲しい。

資源評価の精度、データセット、外国との交流、種苗放流の効果、遊漁への考慮等について説明して欲しい。

TAC導入についてはスケジュールありきではなく、漁業者が納得できるよう複数回開催の上で慎重に進めるべき。

水産庁補助事業で設定したKPIについて、漁獲量が削減された場合の取扱を説明して欲しい。

3番目、トラフグ伊勢・三河湾系群についてです。

まず、漁獲等報告の収集について。

基本的に市場・漁協経由で漁獲報告の収集体制はあるが、市場外流通が存在／増加する

場合には、その報告の収集方法について検討すべき。

遊漁等も含めて、全ての採捕者に報告させることが必要。

自由漁業や主対象としていない漁業での漁獲量を把握・管理する方法を検討すべき。

資源評価について。

資源評価の不確実性が高く、資源管理目標が必要以上に保守的に設定されている可能性があるため、その妥当性について丁寧に説明すべき。

従来の分布域以北の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。

関係県の水産試験場の研究員と水産機構の研究員が議論を重ねて資源評価について再考すべき。

資源管理について。

漁業者間で不公平とならないように平等な資源管理体制を構築する必要がある。

遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。

管理期間は、主要漁業であるはえ縄漁業の開始時期からとすべき。

再生産関係が不安定で寿命が長いというこの資源の特色を踏まえた運用方法の検討が必要。

卓越年級群の発生や急激な資源の減少の際の対応について漁業者と検討した上で決めておくべき。

栽培漁業を含めた包括的な管理体制を検討すべき。

漁業経営だけでなく流通や観光業等周辺産業への影響も考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。

仮に環境変化等の要因により厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援制度を整備すべき。

ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について。

検討部会で出された問題点・意見に対する対応を具体的に説明すべき。

数量管理の有効性と現行の自主的な管理のメリット、デメリットを比較し、トラフグをTAC対象種とする理由を説明すべき。

自主的資源管理だけでは不十分な理由を説明すべき。

トラフグの分布の変化について、説明すべき。

以上が第16回の取りまとめの案でございます。

次に資料5-2、こちらは第17回です。

ソウハチ北海道北部系群とマガレイ北海道北部系群について検討を行ったものです。第16回と同様に、それぞれ四つの項目に整理しております。

まず1、ソウハチ北海道北部系群です。

資源評価について。

調査船調査の充実や沿岸漁業のデータも用いた解析、漁業実態を踏まえた評価など、資源評価の精度向上が必要。

1 C系の資源評価手法や、その妥当性のほか、本資源の資源評価で算定されたABCは、雌雄や漁獲可能サイズ以上を全て合わせた資源量に基づいていること、これまでの自主的な資源の取組の継続が前提となっていること等、資源評価の内容についても丁寧に説明すべき。

仮に過去に遡ってABCを算出した場合、実際の漁獲実績と大きな差があると思われるところ、——例として、令和3年に資源評価を行ったと仮定して令和4年のABCを算出し、令和4年の漁獲実績と比較ということですが——具体的な数値について示すとともに、差が生じる背景について整理すべき。

資源管理について。

魚価が下落している現状等を踏まえ、漁獲量の最大化を目指すのではなく、資源の利用実態や、漁業経営、加工・流通状況を考慮した目標管理基準値を設定してほしい。

漁獲実績に基づく配分ではなく、関係者による別途の合意に基づく配分や、総量での一括管理を検討すべき。

複数魚種が一緒に漁獲される実態等を踏まえ、柔軟な管理手法——例としては、配分をせず、系群全体での一括管理やソウハチ・マガレイの一括管理等ですが——を含む混獲管理の内容について、具体的に提示してほしい。

ステップアップ方式によるTAC管理にあたっては、新たな資源評価手法が用いられていることも踏まえ、具体的な課題を抽出した上で、当該課題を踏まえた期間を設定し、課題を解消した上で次のステップに進むべき。

(資源評価の将来予測を基にした)幅を持ったTAC設定や、TACを複数年固定とするなど、柔軟な漁獲シナリオについて具体的な内容を検討し、リスク評価の結果を含めて示すべき。

サイズ規制を基本とした管理協定に基づく管理を継続すべき。

次のページにまいります。

ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について。

これまでの30年間にわたる自主的な資源管理の取組に加えて、資源の利用実態、魚価、流通の変化等、現場の漁業の状態を説明すべき。

これまでの資源管理の取組により資源状況が良好であり、現状の漁獲圧で漁獲しても目標管理基準値を100%達成すると予測されているなか、また、当該資源の漁獲量が我が国の総漁獲量に占める割合が極めて少ない中で、数量管理を導入する必要性を説明してほしい。

数量管理に取り組む意義について、漁業者だけではなく、加工・流通業者も含めた関係者が理解できる説明が必要。

以上がソウハチについてです。

マガレイ北海道北部系群について。

漁獲等報告の収集について。

漁獲報告の体制は基本的に整っているが、一部地域での雑魚（その他）として計上されている漁獲量を把握する体制の構築が必要。

資源評価について。

調査船調査の充実や沿岸漁業のデータも用いた解析、漁業実態を踏まえた評価、未集計の漁獲量を含めた評価など、資源評価の精度向上が必要。

1 C系の資源評価手法や、その妥当性のほか、本資源評価において、資源量推定の幅・年変動がソウハチよりも広くなる仕組み、これまでの自主的な資源の取組の継続が前提となっていること等、資源評価の内容についても丁寧に説明すべき。

仮に過去に遡ってABCを算出した場合、実際の漁獲実績と大きな差があると思われるところ、その具体的な数値について示すとともに、差が生じる背景について説明すべき。

資源管理について。

魚価が下落している現状等を踏まえ、漁獲量の最大化を目指すのではなく、資源の利用実態や、漁業経営、加工・流通状況を考慮した目標管理基準値を設定してほしい。

すみません、資源管理のところは先ほど御説明したソウハチと同様の取りまとめとなっているところがありますので、省略させていただきます。

次のページをお願いします。

（ソウハチ北海道北部系群に比べて）資源量の将来予測の年変動が大きいことから、当

該資源評価の不確実性を踏まえ、 β を低く設定するのではなく、柔軟な管理の内容について検討すべき。

サイズ規制を基本とした管理協定に基づく管理を継続すべき。

遊漁の管理の方向性について示すべき。

ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について。

これまでの30年間にわたる自主的な資源管理の取組に加えて、資源の利用実態、魚価、流通の変化等、現場の漁業の状態を説明すべき。

これまでの資源管理の取組により資源状況が良好であり、現状の漁獲圧で漁獲しても目標管理基準値を100%近い確率で達成すると予測されているなか、また、当該資源の漁獲量が我が国の総漁獲量に占める割合が極めて少ない中で、数量管理を導入する必要性を説明してほしい。

数量管理に取り組む意義について、漁業者だけでなく、加工・流通業者も含めた関係者が理解できる説明が必要。

以上が第17回の結果のとりまとめ案でございます。

最後のページに参考として、水産資源ごとの検討の進捗状況を載せておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

○東村委員 どの魚種がということではないんですけれども、いくつかの魚種について、漁業者の方々が自主的に長く資源管理に取り組んできた、それに加えて数量管理を入れる必要性を説明すべきといった言い回しが見られますけれども、説明すべきというか、多分漁業者の方は、今後も、自分たちがこれまでやってきた自主的管理を続けていかれると思うんですよ。数量管理というのは、その目安をぼんと出してくれたら「あ、去年よりTACが減るなら自主的管理をちょっと厳しくしようか」とか、相乗効果が生まれるものだと私は理解しているので、何か「あなたたちのやっていることはちっとも役に立っていないから、数量管理を入れるよ」と言われるような、何かちょっとそういう気持ちになる方々もいるみたいで、ちょっとプライドが傷つくというか。そうではなくて両方から攻めていくといいですよというやり方がよかったのではないかなという感想を、私が過去に出た会議で回っていた議論を見て持っていますし、実際そういうものだと私は考えております。

私のコメントは以上です。よろしく願いいたします。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

説明の仕方を考えてくださいということだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○日吉特別委員 今のサワラ等のことではないんですけれども、最後に、多分、次はもう報告事項しかないと思うのでちょっとお聞きしたいんですけれども。

私、今日初めてここに来たんですけれども、前半のお話で、資源管理を法律に明文化されましたよね、3年前に。3年前と今とは全然違いますよね。漁師としては、まず、そこにどういう違いがあるかを、せつかくこういう場に来たので、是非教えていただきたいと思えます。

法律に明文化されたので今までとは——先ほど私、ちょっと失礼な言い方をしたかもしれませんが、これ百二十何回やっていて資源状態どこもよくない。漁村も地域コミュニティも高齢者ばかり。たまたま私がやっている定置漁業は若者がいっぱいいます。私は今日も若者と一緒に仕事をしている。でも、今は、例えばこの後ろのページにぶりの話がありますけれども、今、私たちまぐろをやっていて、日本中の定置漁業者はそれにぶりが加わったら大変になるのは分かっています。それを前回のぶりのステークホルダーでも、ほぼ全国の定置漁業者がやろうというのは、次世代に残すため。今ではないです。次の世代に残すための資源管理だと思って、私も今日ここに初めて来ましたが、是非、3年前に法律に明文化されたことと、それ以前とはどういう違いがあるのか水産庁さんにはお聞きしたいです。

よろしく願いします。

○山川部会長 これはどなたにお答えいただければよろしいでしょうか。

○資源管理部長 法律に明文化されたのは3年前ではなく5年前で、施行されたのが3年前となります。

そういう中で、もともとは平成30年に漁業法が大幅改正されたわけですが、それまでの漁業の推移というか、漁獲量の推移を見れば右肩下がりで、ある意味、漁獲量を見れば衰退している。そういったところに歯止めをかけて、漁業あるいは水産業を成長産業化して、就業構造等についても未来につなげていけるようにということで、漁業法が改正になった。

その中で、漁獲量を増やす、あるいは漁業を成長産業化することについては、資

源管理だけで全てが実現するわけではないと思いますけれども、漁業法の中では、その一番の大きな柱が資源管理となり、その時点での考え方としては、それまで、一部TAC管理をしてきたというのもございますし、漁業者の皆さんの自主的な取組ということで資源管理計画に基づく取組等がされてきたというのもございますけれども、それだけではなかなか状況を変えられないだろうという認識の下に、数量管理を基本としましょうという考え方が示されたということでございます。

その中で、資源管理の基本、ということで、まずはロードマップに書かれているように令和5年度までに国内資源等については8割、漁獲量ベースでTAC管理に持っていきたいと思いますということで、資料5-1の一番最後のページにありますように、MSYベースの資源評価が行われたものから順次、資源管理手法検討部会あるいはステークホルダー会合を開催して議論を進めてきているのが現状で、この進捗に関しましては、先ほど佐々木特別委員からも御発言がありましたけれども、現時点まで一つも増えていない、というのはおっしゃるとおりでございます。

その原因について、水産庁の説明の仕方とかそういったところについて、我々としても改善すべきところはもちろんあると思いますし、こういうたくさんの会議を開いた対話の中で、例えば、今日お話ししたステップアップ管理の考え方も、進めていく上で役に立つであろうということで、我々としては、漁業者の皆さんに寄り添う形での進め方だと考えておりますけれども、そういう形で進めていこうという考え方に至っているということでございます。

以上で答えになっていますでしょうか。

○日吉特別委員 十分答えになっています。頑張ってください。

○山川部会長 ほかにございますでしょうか。

○山口特別委員 すみません、まとめられた後でトラフグについての質問とコメントですが、トラフグに関してはTACは非常に難しいと思うんです。ほかの魚と生態的な特性がかなり違って、成育場も産卵場も恐らく違う県にあり、それが一か月二か月の間に何県もまたがって移動していくこともあって、県同士での調整も非常に難しいと思うんですけれども、何より生態が全然分かっていない中で、この会合の議事録等もちょっと見せていただいたんですけれども、そもそもどういうものかが全然分かっていなくて、その上での議論になっているので、これを続けていっても非常に厳しいかなと思います。

トラフグに関しては、恐らくほかの魚とかなり生態が違って、生活史が違って、一方で

種苗放流をやっているんですけども、そちらの高度化はかなり進んでいるということで、いい種苗が作れているとは思んですけども、それを放流した後どうなっているかも分かっていない。天然のものの生態がよく分かっていないので、恐らく生態解明に相当な技術が必要な魚種だと思います。

種苗放流の効果が出ているのかどうか幾つか質問——意見ですかね——が出ていたようんですけども、種苗放流の効果は上がっているということですけども、いろいろ出ている資料を見ると、どうもその効果を読み取ることができないんですよ。私たちも調査しているんですけども、放流されたものの効果を調べようと思うんですけども、私たちは一切買うことができません。放流物は全て県が買い取ることになっているので、どこの漁協に行っても買うことができなくて、本当に10年以上研究をやっていて数個体集められた程度です。

では、その県がたくさん集めたものは、恐らく国の事業なのかなと思うんですが、それがどうなっているか詳しいデータを見たいんですけども、それはどこにあるのか。まとめられたデータは出ていると思いますけれども、詳しいデータがないので解析とか分析することができなくて、ちょっともどかしさを感じています。

トラフグについては金額もすごく高い魚で、でも少ないし、混獲で何とかやるというもののなので、まず漁獲量が全然把握できてなくて、外海の方ではたくさん獲れているという話なんですけれども、恐らく幼魚とか産卵親魚とかそういうものが入ってくる県の地先ではほとんど把握ができないんだと思うんですよ。

ですから、恐らくですけども種苗放流に相当なお金が——調査研究費も相当だと思うんですけども、まず漁獲量を把握するところから始めた方がいいのではないかと思っています。県でどういう状況で獲られていて、幼魚も恐らく価値があるんですけども、それも数字としては出てこないで、どこでどれだけ獲られているかが数字としても把握できない。最近北上しているというのも、温暖化ではないかと言われるんですけども、どちらかという温かい水温が得意ではない魚なので、単純な温暖化では説明できないと思うんですよ。

だから、何かよく分からないけれども資源が減っている原因は再生産の失敗だということとは、ずっと前から水産庁で——水研ですかね、ちょっと分からないですけども——言われていますけれども、それが一向に解明されていないということで、やはりステップの一番最初の部分をちゃんとやって、それを分かりやすく説明することで、皆さんで議論し

て次の次のステップに進めると思うんですけども、ちょっと不安に思うんですけども、取りあえず、今、たくさん研究されてたくさん取られているデータ等がどうなっていて、私たちはどこで見ることができるのか教えていただきたいと思います。

○山川部会長 前半は御意見を頂いたということと、あとはデータの件ですね。

データの件は、水産研究・教育機構と各都道府県との間でのやり取りがあるんだろうと思いますけれども、まずその辺につきまして、どうアクセスすればいいのかとか。

○山口特別委員 すぐ答えが欲しいということではない、多分複雑なことだと思いますので。

ただ、恐らく少人数の方々でやられていると思うんですけども、少し外部の研究者も研究できるようにすると、公平・公正な、いろいろな角度から研究ができるのかなと思うので、もしそういう研究をたくさんされているのであれば、データがオープンになるといいなと思います。とてももったいないなと思っています。

○山川部会長 では、データの件につきましては後ほど個別にやり取りしていただくということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の方は、よろしいですか。

特に御意見がなければ、第16回及び第17回資源管理手法検討部会の結果につきましては原案どおり承認していただいたということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川部会長 特に御異議ないということですので、そのようにいたします。

事務局におかれましては、この取りまとめを踏まえて、各資源に係る資源管理方針に関する検討会、ステークホルダー会合に向けた準備を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるそうです。

初めに太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 太平洋クロマグロの資源管理について、都道府県への配分の融通等の結果について、事後報告とさせていただいているものについて御報告します。

資料6-1を御覧ください。

前回の資源管理分科会は8月でした。その8月以降、融通等により5回の変更が行われております。

1 ページの下は個別に交換が成立したケースでして、北海道の小型魚15トン新潟の大型魚15トンと交換、これを8月2日に行っております。

次のページの上は大中型まき網漁業について、I Qにより管理を行う管理区分の未利用分ですね、I Q管理を行う漁期が終了した時点での未利用分を一旦留保に繰り入れた後、大中小型まき網漁業の総量管理の区分に追加するという事で、71.4トン移しております。これが8月8日です。

3 番目は2 ページの下ですけれども、これも個別に譲渡が成立したケースでして、石川県から北海道へ大型魚1 トンを譲渡しております。

4 番目は3 ページの上にありますとおり、水産庁が各都道府県に融通の要望調査を行ったものでして、9月に今年の第3回の調査を行いました。その要望調査の結果は上に書いてあるとおりでございます、この中で水産庁でマッチングをしまして、交換が成立したのが3 ページの下でございます。

大中小型まき網漁業と東京都、福井県の小型魚を新潟県、熊本県の大型魚と、それぞれ合計14トンの交換が成立しております。

最後、5 件目は4 ページの上です。こちらでも個別の交換が成立したケースですけれども、北海道の小型魚と京都府の大型魚3 トンを交換ということで、10月18日に変更しております。

これらの変更後の現在の配分量が、小型魚は4 ページの下、大型魚は5 ページの上の表に記載しているとおりとなっております。

以上でございます。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ありましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

ウェブからも特になさそうですので、続きまして国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料7を御覧ください。

先ほどの諮問の中でも簡単に御説明しましたが、融通等あるいは75%ルールに基づく国

の留保からの配分等に迅速に対応するために、あらかじめ「こういう場合はこういう形で、留保からの配分などによって配分数量を変更する」ということを御了解いただいたものについて、事後報告するものでございます。

こちら8月以降の分になりますが、全部で5件ございました。具体的には2ページ以降にありますので、2ページ以降を御覧ください。

一つ目は、まいわしの太平洋系群について、8月に国の留保から宮崎県に1,000トン配分しております。こちらはいわゆる75%ルールによるものです。

2番目が、まいわし対馬暖流系群につきまして、国の留保から大中型まき網漁業に2,500トン配分しております。こちらは数量配分を受けている関係者の合意に基づく留保からの追加配分でございます。

3番目、4番目はまいわし対馬暖流系群について、9月、10月どちらも石川県から大中型まき網漁業への融通ということで、それぞれ3,000トンの融通が行われているものです。

次のページへいきまして、最後、5番目ですけれども、こちらはさんまについてでございます。

さんまにつきましては漁期の前半が総量管理の区分となっております。8月以降がI Qによる管理となっております。7月までの総量の管理区分の時期が終わったことにより、残量をI Q管理区分へ移すということですが、1万80トン全量を繰り入れるということでの変更を行っております。

以上でございます。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等は。

○井本特別委員 すみません、先ほど言い忘れたので。

今回、そこに記載してありますとおり、まいわしの対馬に関しましては、2回の石川県からの融通と国の留保からの関係者合意による配分ということで、水産庁の方々にもお忙しい中、迅速に対応していただきまして、ありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

○山川部会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加の委員の方は、いかがでしょうか。

特にないということですので、その他に移りたいと思います。

委員の方から何か御発言ございますでしょうか。

○青木委員 今回の資源管理をするに当たって、屋台骨になっているのが資源評価だと思うんですね。水研機構さんに資源評価していただいているんですけども、これからどんどんTAC魚種が増えていったりとか、この間、解説していただいたチューニングVPAでしたか、あの手法はすごく評価できるなと思うんですけども、正確にやるには多分サンプリングをたくさんしなければいけないですよ。

そのように、魚種が増えるに従って水研機構さんがやらなければいけないことが物すごく増えてくると思うんですよ。なので、これは私の意見で「おまえが言うな」と言われるかもしれませんが、水研機構さんへの予算配分ですとか人員を大きく増やしていただければなと思います。

○山川部会長 そういった御意見があったということで、よろしくお願いたします。

ほかにございますでしょうか。

○川越特別委員 時間も遅くなりましたけれども、この審議会をやっている中で、水産庁が示したスケジュール、ロードマップでは、取りあえず令和5年度を一定の目標として、今、されておられますね。そういう中で、これからの議論を踏まえて令和6年度以降の進め方は検討されていると思いますが、前回のスケジュール等については関係する漁業者等との認識の共有なく策定、公表しておられると思いますが、これが今日の結果になっておると思います。

次期スケジュール等を策定するに当たりまして、この点を十分踏まえて、これまでの取組、8割目標の設定、漁業種類などの特徴を踏まえた管理等の可能性、ステークホルダー会合での議論等を検証して、関係漁業者等との認識を踏まえた調整を図った上で、これからも検討すべきではないかと思われまます。スケジュール等の策定が、やはり水産庁と漁業者の考え方が違うと、これからの議論については我々は不幸になるのではないかと思われまます。

そして、このスケジュール等の手続が進められると思われまます、今まで必ずしも水産庁が想定された運びにはなっていない、私たちもそのように感じておりますが、これからの水産庁のスケジュールが、漁業実態を踏まえて、独善的に策定、強行したために今回、多くの漁業関係者や権利者の理解が得られなかったことが、これまでの3年間のこの審議の状態になっている要因だと私は思っておりますが、令和6年度以降の水産庁のスケジュールの策定だとかこれからの我々との審議会との取り組み方について、今回、委員の方が変わられた中で更に、この場でそのようなこれからの水産庁の取り組み方、スケジュー

ルの策定の仕方、何か皆さんの前で言われることがあったらひとつ発言をお願いします。

○資源管理部長 今後の新たな資源管理に関する進め方については、当然、我々も今後、考えていくということでございますけれども、もちろん、そういう進め方をどうするかについては、関係する漁業者の方々とも対話をしながらになるかと思えます。

事実関係から申し上げますと、3年前にロードマップを作った際、これを公表する前に、いろいろなところに出向いて御説明はさせていただいております。全ての漁業者さんとやったかと言われれば、当然そうではありませんけれども、私の記憶では、伊豆の方の日吉特別委員のところにも、私自身、説明会に行きましたし、資源管理推進室の人間が手分けをしていろいろなところを回ったという事実はあります。

そういうことで、それが完璧に全ての漁業者に、というわけにはいかなかったわけですが、そういった事実があったことは御説明しておきたいと思えます。

今後の進め方についても、川越特別委員がおっしゃったように我々が想定するスケジュール、ロードマップのとおり進んでいない面もあることについては、裏を返せば、皆さんの対話を重視しているからこそ遅れているという面もあるかと思えます。そういったことも含めて、今後の進め方についても、関係者の皆様と対話しながら定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○山川部会長 御意見を承ったということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内をお願いいたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、12月12日の開催を予定しております。ただし、それまでに何か緊急な必要のため開催することになれば、別途御連絡させていただきたいと思えます。

○山川部会長 非常に時間をオーバーしてしまいましたけれども、本日予定しておりました議事につきましては以上で全て終了いたしました。

これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり審議していただきまして、ありがとうございました。